令和7年度岩手県犯罪被害者等支援審議会

日時:令和7年11月14日(金)午前10時

場所: 岩手県庁4-1特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
- (1) 犯罪被害者等支援に関する施策の取組状況について
- (2) 「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況について
- 4 その他
- 5 閉会

配付資料

資料1 犯罪被害者等支援実施計画進捗状況

資料2 「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況

参考資料1 全国知事会、北海道東北地方知事会要望抜粋

岩手県犯罪被害者等支援審議会委員名簿

No.	氏 名	所属・職名等	備考
1	山口 研介	岩手弁護士会 弁護士	会長
2	中谷 敬明	(公社) いわて被害者支援センター 理事長	職務代理者
3	尾﨑 万帆子	白梅学園大学 子ども学部准教授	
4	小田 悠紀	岩手県臨床心理士会 臨床心理士・公認心理師	
5	三條 克巳	岩手医科大学医学部神経精神科学講座 講師	
6	高橋 和佳子	もりおか女性センター センター長	
7	立花 徹	岩手県町村会 参与兼事務局長	新規
8	畑山 紀枝	盛岡市 市民部次長	
9	村井 正俊	村井産婦人科小児歯科医院 院長	

(敬称略、役職者以外五十音順)

委員 9名

犯罪被害者等支援に関する施策の取組状況(犯罪被害者等支援実施計画進捗状況)

施策の柱 I 総合的支援体制の整備・充実

1 総合的支援体制の強化

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
	県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関・団体と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制(※)の構築を推進します。 また、県が中心となり、市町村を含めた関係機		多機関ワンストップ体制の構築を推進するため、関係機関、団体の連携強化と担当者の資質向上を目的とした研修会を開催しました。 多機関ワンストップ体制の中核となるコーディネーターの設置に向け、県、警察、いわて被害者支援センターで協議を進めました。	事案に応じて「支援調整会議」を開催できるよう、「岩 手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領」を規定しま	関係機関、コーディネーターと連携の上、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供します。 多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象とした研修会を開催します。
1	関・団体で構成する「支援調整会議(仮称)」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。 (※多機関ワンストップ体制とは、犯罪被害者等が、支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や問合せを行えば、県が設置する対応窓口に情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって必要な支援を積極的に提示・提供する体制をいう。	警察本部	多機関ワンストップサービスの実現に向け、県やいわて 被害者支援センター等と協議を重ね、実効ある体制構築の ための取組を推進しました。 また、各警察署単位のネットワーク会議において、会員 に対する体制構築に向けた働き掛けを実施しました。	県や同センターとの定期的な会議により意思疎通を図り、市町村を含めた多機関ワンストップ実現のための協議を重ねました。 また、コーディネーター配置を受け、支援対象となる犯罪被害発生時における関係機関との迅速な情報共有を図り、中長期的な支援計画の策定に当たりました。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、対象事件発生時の 迅速な情報共有等に努め、多機関ワンストップの一層の浸 透を図ります。
2	都道府県や市町村を跨いだ支援が必要となる場合など、支援に関する相談対応、情報提供や助言を行うことが出来るよう、県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係都道府県と相互に連携・協力して支援を行うための情報共有を行います。	復興防災部		県、警察、いわて被害者支援センターの間では定期的に 会議を行い、犯罪被害者等の支援に関する情報共有を行っ たほか、 市町村に対しては、随時必要な情報提供を行い ました。	
2	県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする犯罪被害者等支援連絡会及び犯罪被害者支援地域ネットワークについて、市町村の参加を促す等、メンバー間の連携の強化を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。	復興防災部	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで 配信し、具体的な対応力の向上を図りました。	市町村担当者研修会の機会を捉え、各地域のネットワークへの参加を促しました。	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、関係機関の発表や警察庁の講演を共有することにより、具体的な対応力の向上を図ります。
3		警察本部	岩手県犯罪被害者等支援連絡会全体会を開催し、関係機関・団体の相互理解を深めました。 警察署単位で構成されるネットワークは、全13ネットワークのうち、9か所において関係者による会議を開催しました。	各警察署単位で構成されるネットワークについて、必要 な関係機関等への新規参画の働き掛けを行うなど、更なる 活性化のための取組を推進しました。	連絡会全体会を開催し、関係機関・団体との情報共有を 図るとともに、他機関連携の必要性・重要性の一層の浸透 に努めます。 警察署単位のネットワークについては関係各所への働き 掛けを推進し、積極的な会議開催に努めます。
	学校警察連絡協議会により、学校と警察との連	保健福祉部	少年サポートチームへの参加実績なし	実績なし	事案が発生した場合には適宜対応
4	携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒 指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童 生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・ 能力向上を図ります。また、教育委員会と学校が 連携して対応に当たるほか、学校、警察署、児童 相談所等によるサポートチームを結成するなど、 地域における支援システムづくりを促進します。	教育委員会	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行いました。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図りました。	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行っています。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図りました。	予定なし。 (講師依頼及び会議等がないため)
				各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	

		復興防災部	「はまなすサポート」や市町村等による支援の充実のため、医療機関、福祉関係機関、市町村等を対象とした「はまなすサポート研修会」を開催することにより、関係機関の一層の連携を図りました。 開催回数:1回 出席者:52人	「岩手県犯罪被害者等支援実施計画」を策定し、県、警察、市町村、民間支援団体のほか支援に携わるすべての関係機関・団体と連携した総合的支援体制の強化について明記しました。	め、医療機関、福祉関係機関、市町村等を対象とした研修
,	児童虐待や配偶者からの暴力の被害者等の保護について、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、警察、民間支援団体等の一層の連携を図ります。	保健福祉部	平成30年度に締結した県と県警の連携協定による合同訓練や連絡会議の実施により、児童虐待対応への連携が進められています。また「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画(2024~2028)」に基づいて関係機関の連携を図りました。	実績なし	11月 県警と児相の合同訓練、連絡会議実施予定 1月 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議 会開催予定
		警察本部	対応した各事案に応じて、児童相談所や配偶者暴力相談 支援センター等の関係機関と連携し、被害者の保護対策を 実施しました。 岩手県要保護児童対策協議会等の関係会議に出席し、関 係機関との連携を図りました。	対応した各事案に応じて、児童相談所や配偶者暴力相談 支援センター等の関係機関と連携し、被害者の保護対策を 実施しました。 岩手県要保護児童対策協議会等の関係会議に出席し、関 係機関との連携を図りました。	関係機関と一層の連携を図り、被害者等の安全確保を第一に対応します。
6	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の 協力医療機関との連携強化を図り、被害が安心し て診療・検査を受けることができる環境整備を推	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 開催回数:1回 出席者:52人	実績なし	「はなますサポート研修会」を開催するなどして、、産婦人科の協力医療機関との連携を強化するとともに、精神科、泌尿器科、小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。
	進します。 また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関と の連携体制の構築を図ります。	警察本部	産婦人科医会とのネットワークを構築した上、被害者が 安心して受診できるよう連携するなど、環境整備を推進し ました。	産婦人科医からの要望を受け、産婦人科医会総会において採取要領に関する教養を実施し、その浸透を図りました。	引き続き、医療機関との連携強化を図るとともに、男性 被害者の受診が可能な医療機関との連携体制の構築を図り ます。

2 相談及び情報の共有

	及い情報の共有 				
No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
7	総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの 相談等に応じて、庁内担当部局や適切な専門機 関・団体等と連携するため情報提供を行うほか、 連絡調整を行い支援します。	復興防災部	県総合的対応窓口で受けつけた相談については、その内容に応じて警察等と情報共有し、被害者等の負担とならないよう連絡調整を行いました。 相談件数:1件	相談内容、必要な支援の内容に応じて、庁内担当部局、 各地域振興局の担当者と情報共有し、公営住宅の入居等に かかる連絡調整を行いました。	引き続き、適時適切に情報共有を行い、連絡調整した上で支援にあたります。
8 談窓口等のフォーラム	広報用ポスター、リーフレット等を配布し、相 談窓口等の情報提供に努めるほか、セミナー、	復興防災部	小学校高学年、中学生を対象としたカード型リーフレットを作成し、保護者用チラシと併せて県教育委員会を通じて配布することにより、相談窓口等の周知を図りました。 また県ホームページにより、各相談窓口を掲載し、情報提供を行いました。	ポスターの掲示やパネル展等の機会を通じたチラシ配布 を行い、相談窓口等の情報提供を行いました。 また県ホームページにより、各相談窓口を掲載し、情報 提供を行いました。	レットを配布します。
	フォーラム等の開催、広報誌等を活用して情報提供を行います。	警察本部	ポスター掲示、機会あるごとのチラシ配布等により、相 談窓口等の周知を図りました。 また、県警察ホームページに各種相談窓口等を掲載して 情報提供を行いました。	ポスター掲示、機会あるごとのチラシ配布等により、相 談窓口等の周知を図りました。 また、県警察ホームページに各種相談窓口等を掲載して 情報提供を行いました。	引き続き、チラシやリーフレット配布による情報提供、 県警察ホームページ上の情報提供により、相談窓口等の周 知を図ります。
9	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、 相談員が犯罪被害者のニーズに沿った電話、メー ル、面接による相談対応、裁判関連や自宅等への 訪問支援、弁護士法律相談への付添い支援等の直 接支援を行います。	復興防災部	「はまなすサポートセンター」において、犯罪被害者等のニーズに沿った相談対応と、関係機関と連携した直接支援を行いました。 相談件数:404件 直接支援件数:39件	「はまなすサポートセンター」において、犯罪被害者等 のニーズに沿った相談対応と、関係機関と連携した直接支 援を行いました。	「はまなすサポートセンター」において、犯罪被害者等 のニーズに沿った相談対応と、関係機関と連携した直接支 援を行います。
		警察本部	それぞれの犯罪被害者等の多様なニーズの正確な把握に 努め、訪問や面談、付添い支援、行政手続の代行等、きめ 細かな直接支援に従事するとともに、関係機関との緊密な 連携により、犯罪被害者等の負担軽減を図りました。	他機関ワンストップ実現のため、関係機関と情報共有の 上、緊密に連携し、犯罪被害者にニーズに寄り添った各種 支援活動に従事しました。	引き続き、他機関ワンストップ体制の円滑な推進を図る ため、関係機関と迅速に情報共有等を行い、絶え間ない支 援の提供に努めます。

10	医療機関等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実強化するとともに、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する適切な情報提供を促進します。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 開催回数:1回 出席者:52人	実績なし	「はなますサポート研修会」を開催するなどして、医療機関、関係機関・団地との連携を充実させるとともに、医療機関における支援等に関する適切な情報提供を促進します。
11	○ 警察安全相談専用電話「#9110」や性犯罪被害相談電話「#8103」等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、県又は警察署の犯罪被害者等支援連絡会等、ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮します。 ○ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。	警察本部	性犯罪被害相談に関しては、可能な限り被害者が希望す	談の場合は相談者の意向に基づき、管轄する警察署へ情報 提供するなど、適切な相談対応に努めました。	引き続き、適切な相談対応に努めるほか、性犯罪被害の 届出の際の対応についても被害者の心情に配慮した丁寧な 対応に努めます。
12	「被害者の手引」において、各種制度による保護・支援や被害の回復についての情報を掲載するなど、内容の充実を図り、犯罪被害者等だけでなく、犯罪被害者等支援のための制度の説明や関係機関・団体との連携を推進する上で有効に活用します。	警察本部	相談窓口等の警察の支援制度のほか、警察以外の機関による支援や、被害者等に対する援助・救済制度についても 掲載するなど、内容の充実を図りました。		犯罪被害者等に真に必要な内容が確実に網羅されるよう、必要に応じて内容の見直しを図ります。
13	自殺対策特設サイト「こころに寄り添いいのちを守るいわて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情報提供を行います。	保健福祉部	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載します。
	犯罪被害者が保険診療を求めた場合、保険給付	復興防災部	実績なし	実績なし	研修会等の機会を通じて、関係団体、医療機関等に対し て周知を図ります。
14	を受けることが可能であることの周知を図ります。	保健福祉部	関係国通知について、県内保険者・関係機関等へ周知しました。 国保保険者への助言指導監督において、小冊子やホームページ等を活用した広報を行っているか確認し、必要に応じて助言等を行いました。	関係国通知について、県内保険者・関係機関等へ周知しました。 未実施(国保保険者への助言指導監督は年度後半に取り 組む予定のため)	関係国通知について、県内保険者・関係機関等へ周知します。 国保保険者への助言指導監督において、小冊子やホームページ等を活用した広報を行っているか確認し、必要に応じて助言等を行います。
15	民間支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行います。	警察本部	いわて被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等の ニーズの把握に努めましたが、自助グループに関する要望 はありませんでした。	同センターと連携し、犯罪被害者等のニーズの把握に努めましたが、自助グループに関する要望はありませんでした。	引き続き、いわて被害者支援センターと連携、情報共有して被害者ニーズの的確な把握に努めます。
	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配意した上で、ホームページ等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなど、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努めます。	警察本部	個人情報に配意した上、身近な犯罪の発生状況をホームページ上に掲載したほか、不審者情報等についてはぴかぽメールでタイムリーな情報発信を行い、注意喚起を図りました。		ホームページ上に身近な犯罪の発生状況等を掲載して注 意喚起を図るほか、ぴかぽメールによるタイムリーな情報 発信で県民への情報提供を実施します。

	T		T	T	T
			「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
17	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的	保健福祉部	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行いました。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。
	支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をします。
		警察本部	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体等との連携及び情報共有を図り、性犯罪被害者の負担軽減及び早期回復のための各種支援を展開しました。	個人情報の取扱いに配意しながら関係機関・団体と緊密 に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施し ました。	
10	性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号「#8891」に関する広報、性犯罪・性暴力被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるように努めます。また、事件化を望まない性犯罪・性暴力被害者に対しても、当該被害者の同意を得た上で連絡先や相談内容等をいわて被害者支援センターに提供するなど、性犯罪・性暴力被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。	復興防災部	県ホームページへの掲載のほか、チラシ・リーフレット等の配布により、「#8891」や性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるよう努めました。	県ホームページへの掲載のほか、チラシ・リーフレット等の配布により、「#8891」や性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるよう努めました。	県ホームページへの掲載のほか、チラシ・リーフレット等の配布等により、「#8891」や性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるよう努めます。
10		警察本部	「被害者の手引」の交付、県警察ホームページやイベント等における各種広報等により、性犯罪被害者への支援に関する情報の提供に努めました。 事件化を望まない被害者に対しても、被害者支援センターへの情報提供等、必要な支援を実施しました。	「被害者の手引」の交付、ホームページへの掲載等により、性犯罪被害者への支援内容について情報提供し、被害者が必要な支援を受けることができるよう配意しました。	関係機関と情報共有の上、被害者への手引の交付、ホームページ等への掲載、各種イベント等での広報を推進し、 性犯罪被害者への支援に関する情報提供に努めます。
19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配営することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 ○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会	る。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行いました。	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行いました。 また、養護教諭の現代的健康課題を扱った希望研修のなかで、虐待対応について、SSWを講師とした研修を実施しました。	・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。
		復興防災部	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。 また、児童・生徒から相談を受けた際の留意事項について説明しました。	引き続き、教育委員会等と連携し、関係機関が連携して 相談・支援に対応できる体制の構築に努めます。
20	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、 民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。		各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。		
			所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した	・県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した場合は、適切に情報共有を行っている。	

21	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、 専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を 図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒 の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや 不登校の未然防止、必要に応じた速やかな学校、 福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に 応じた適切な支援に努めます。 また、24時間子供SOSダイヤルやふれあい電 話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相 談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児 童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会	ます。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセ ラーを学校に配置しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しています。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しました。	す。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラー を学校に配置します。
000	私立学校における教育相談体制の充実や児童生 徒の環境面の改善、関係機関・団体とのネット ワークの構築を図るため、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーを設置する学校に	復興防災部	実績なし	実績なし	各種研修会等の資料を学事振興課を通じて私立学校のスクールカウンセラーに提供し、犯罪被害者等が抱える問題や二次被害等に関する理解度向上に努めます。
22	マスケールケーシャルケーカーを設置する学校に対し、補助を行います。また、児童生徒が犯罪被害に遭った場合の相談及び支援体制に関する周知、犯罪被害者等が抱える問題や二次被害等に関する情報提供を行います。	ふるさと振興部	スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを設置する 学校に対し、補助を行いました。 (犯罪被害者などの支援に限ったものではありません。) 相談窓口に係る通知を発出し、情報提供を行いました。	・相談窓口に係る通知を発出し、情報提供を行いました。	・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを設置する 学校に対し、補助を行います。 (犯罪被害者などの支援に限ったものではありません。) ・相談窓口に係る通知を発出し、情報提供を行います。
		復興防災部	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。 また、児童・生徒から相談を受けた際の留意事項について説明しました。	対応できるよう相談窓口や支援に関する情報共有を図りま
	犯罪被害者等の相談や保護に当たり、市町村、警察署、児童相談所、被害者支援センター等が連携・協力して対応するため、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。 また、児童生徒等からの相談に適切に対応できるよう、校内外における相談体制の充実に努めるとともに、犯罪被害の防止と犯罪被害者等が置かれている状況等の周知理解のため、学校保健・学校安全等の研修会を通して教職員の資質向上を図ります。	保健福祉部	児童相談所において、必要に応じて関係機関と連携して こどもの相談支援に対応する。	児童相談所において、必要に応じて関係機関と連携して こどもの相談支援に対応します。	児童相談所において、必要に応じて関係機関と連携して こどもの相談支援に対応します。
23		教育委員会	【学校教育室】 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しました。 ・他部局や市町村の福祉部局とも連携し、相談窓口を紹介しました。(保健福祉部、環境生活部、盛岡市こども家庭センター) 【保健体育課】 学校安全担当者研修会において、犯罪被害者等の理解に	【学校教育室】 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しています。 ・他部局や市町村の福祉部局とも連携し、相談窓口を紹介しています。(保健福祉部、環境生活部、盛岡市こども家庭センター)	介会一ド」を配付します。 ・他部局や市町村の福祉部局とも連携し、相談窓口を紹介していきます(保健福祉部、環境生活部、盛岡市こども家庭センター) 【保健体育課】
			子校女生担当有研修云において、記非被告有等の理解について講義を実施しました。 各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサ	学校安全担当者研修会において、犯罪被害者等の理解について講義を実施しました。 各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサ	学校安全の講義等でいのちの安全教育等について紹介する予定。 引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサ
				ポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を 行いました。	
24	少年サポートセンターや各警察署の少年相談窓口等、児童生徒からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関・団体への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」の電話相談やメール相談等、相談窓口の設置等により、児童生徒が相談しやすい環境の整備を図ります。	警察本部		少年サポートセンターの相談窓口(ヤング・テレホン・コーナー等)について、県教育委員会が作成して県内全ての小中学生に配布している「相談窓口を広報するカード」に掲載し、少年やその保護者等への周知を図りました。	引き続き、ヤング・テレホン・コーナー等に関する周知 に努め、児童生徒が相談しやすい環境の整備を図ります。

2!	○ 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 ○ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。		このうち、日弁連交通事故相談センターの弁護士無料相 談を紹介した相談は47件ありました。 政府保証事業については、現在、統計項目に含まれてい	継続26件)の相談に対応しています。 このうち、日弁連交通事故相談センターの弁護士無料相 ***を紹介した相談は14件なりました	交通事故遭遇者からの相談に対応し、公正適切に解決するための助言・支援を行います。
20	犯罪被害者等が抱える労働問題について、広域 振興局等において相談対応するとともに、当事者 間の話し合いにより解決されない場合は、関係機 関の個別労働関係紛争解決制度 の紹介を行いま す。	商工労働観光部	広域振興局等において相談対応を実施し、必要に応じて 関係機関の個別労働関係紛争解決制度の紹介をしました。		広域振興局等において相談対応を実施し、必要に応じて 関係機関の個別労働関係紛争解決制度を紹介します。
2		労働委員会	相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関 係紛争解決制度の紹介をしました。	相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関 係紛争解決制度を紹介しました。	相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関 係紛争解決制度を紹介します。

3 市町村における支援体制の充実

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
27	○ 犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等と連携強化を図るとともに、各行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】	復興防災部	市町村担当者を対象に含む研修会において、県、関係団体の取組等について説明しました。 また、警察庁の作成資料等を市町村と共有し、市町村等における条例制定や犯罪被害者等支援策の具体化に向けた取組を支援しました。	市町村担当者を対象に含む研修会において、県、関係団体の取組等について説明しました。 また、市町村を訪問しての聞き取り調査や勉強会を開催し、必要な情報提供を行いました。	また 市町村を訪問 ての関き切り調本の勧備今を関係
	○ 市町村と県・関係団体等の連携を緊密にし、 市町村等における条例制定や犯罪被害者等支援策 の具体化に向けた取組を支援し、実効的な犯罪被 害者等支援の実現に努めます。【復興防災部】	警察本部	県内の関係機関・団体で構成される岩手県犯罪被害者等 支援連絡会全体会を開催し、情報共有・意思統一を図りま した。 県が開催した条例説明会に出席、警察における被害者支 援について説明して出席者の理解を深めました。	明するなど、働き掛けを推進しました。	犯罪被害者等支援連絡会全体会の開催、各警察署単位で 構成されるネットワーク会議の開催等により、市町村条例 の制定や、支援体制の構築に向けた情報提供に努めます。
28	市町村の総合的対応窓口において、機関内ワンストップ体制が機能するよう、各市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成を支援します。 また、他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者等のケースに応じた支援事例集を作成・配布するなど、市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。	復興的炎部		市町村担当者研修会において、犯罪被害者等支援メニューリスト(例)を示したほか、市町村を訪問しての勉強会において支援事例等について情報提供し、市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行いました。	市町村を訪問しての勉強会を継続し、メニューリストの作成など、市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。

_					
,	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に 関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれて いる状況や支援の重要性、二次被害が生じること のないよう十分配慮した対応等に関する研修を実 り 施し、担当者の資質向上を図ります。		「はまなすサポート研修会」において、「二次被害の予防」を題材に講話を行ったほか、事例に基づくグループワークを行い、担当者の資質向上を図りました。 参加者:52人		警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストレーションやシミュレーション訓練を実施し、担当者のスキルアップを図りました。また、「はまなすサポート研修会」では、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。
	また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック		町村担当者に対し、被害者支援の必要性や市町村のあり方	市町担当者との条例勉強会において、警察の立場から見た多機関連携の必要性や、条例制定の重要性等について説明し、その浸透を図りました。	
30	も計画、子ども・若者育成支援推進法(平成21年 とは第71号)に基づく市町村子ども・若者計画) を策定又は変更する場合には、犯罪被害に遭った	環境生活部	府県こども計画を勘案して、当該市町村における計画を定	て、「犯罪被害者を支える社会づくりの推進」に係る施策 の概要等が記載されており、市町村は、こども大網や都道	て、「犯罪被害者を支える社会づくりの推進」に係る施策 の概要等が記載されており、市町村は、こども大網や都道
	子ども・若者とその家族等への対応に関する取組 も勘案するよう周知します。		こども基本法等に基づくいわてこどもプラン(2025-2029)の策定に合わせ、市町村計画の策定に当たっては県計画を勘案するよう依頼しました。	市町村への連絡会議や市町村からの計画策定に係る相談対応において、県計画を勘案するよう依頼しました。	市町村からの計画策定に係る相談対応において、県計画を勘案するよう依頼します。
	県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関・団体と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制の構築を推進します。また、県が中心となり、市町村を含めた関係機	復興防災部	多機関リンストップ体制の甲核となるコーディネーター の設置に向け、県、警察、いわて被害者支援センターで協 議を進めました。	(公社) いわて被害者支援センターにコーディネーターを配置し、多機関ワンストップ体制を強化しました。 事案に応じて「支援調整会議」を開催できるよう、「岩手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領」を規定しました。 市町村担当者に対して、犯罪被害者等支援実施計画や多機関ワンストップ体制の概要について研修を行いました。	関係機関、コーディネーターと連携の上、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供します。 多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象とした研修会を開催します。
-	関・団体で構成する「支援調整会議」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。 (※多機関ワンストップ体制とは、犯罪被害者等が、支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や間合せを行えば、県が設置する対応窓口に情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって必要な支援を積極的に提示・提供する体制をいう。	警察本部	多機関リンストップサービスの表現に同り、県やいわく 被害者支援センター等と協議を重ね、実効ある体制構築の なめの取得な推進しました。	県や同センターとの定期的な会議により意思疎通を図り、市町村を含めた多機関ワンストップ実現のための協議を重ねました。 また、コーディネーター配置を受け、支援対象となる犯罪被害発生時における関係機関との迅速な情報共有を図り、中長期的な支援計画の策定に当たりました。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、対象事件発生時の 迅速な情報共有等に努め、多機関ワンストップの一層の浸 透を図ります。
排	庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害 者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする 犯罪被害者等支援連絡会及び犯罪被害者支援地域	復興防災部	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで 配信し、具体的な対応力の向上を図りました。	市町村担当者研修会の機会を捉え、各地域のネットワークへの参加を促しました。	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、関係機関の発表や警察庁の講演を共有することにより、具体的な対応力の向上を図ります。
	ネットワークについて、市町村の参加を促す等、 メンバー間の連携の強化を図るとともに、相互の 協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる 分野について、具体的な事案に応じた対応力の向 上を図ります。	警察本部		な関係機関等への新規参画の働き掛けを行うなど、更なる 活性化のための取組を推進しました。	11月に連絡会全体会を開催し、関係機関・団体との情報 共有を図るとともに、他機関連携の必要性・重要性の一層 の浸透に努めます。 警察署単位のネットワークについては関係各所への働き 掛けを推進し、積極的な会議開催に努めます。

4 民間支援団体の活動支援

	前文援団体の活動文援 ────────────────────────────────────				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
N	0 具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
	に、連営体制の強化を支援します。【警察本部】 ・ 〇 本県における性犯罪・性暴力被害者のための	警察本部	いわて被害者支援センター相談員対象の研修を実施して 資質の向上を図り、運営体制の強化を支援しました。	同センター相談員対象の研修を実施して資質の向上を図り、運営体制の強化を支援しました。	引き続き、研修等の機会を通じて職員の資質の向上を図り、運営体制の強化に努めます。
	「ワンストップ支援センターである「はまなすサポートセンター」において行う電話・面接・メール相談、直接支援等の運営体制の強化を支援します。【復興防災部】	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催して、支援相談員の 資質向上を図り、運営体制の強化を支援しました。 支援相談員参加者:5人	実績なし	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いた、実践的な 研修会や「はまなすサポート研修会」を実施し、支援相談 員の資質向上を図り、運営体制の強化を支援します。
		復興防災部	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	力します。
3	 ○ 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。 2 ○ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】 	教育委員会	実績なし	実績なし	予定なし
		警察本部	いわて被害者支援センターの相談員対象の研修を実施して資質の向上を図るなど、人材育成を支援しました。 また、県警察のホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その周知を図りました。	同センターの相談員対象の研修を実施して資質の向上を 図るなど、人材育成を支援しました。 また、県警察のホームページ上にいわて被害者支援セン ターについて掲載し、その周知を図りました。	相談員対象の研修会により職員の資質向上を図るほか、ホームページへの掲載により、同センターの活動内容等について周知を図ります。
	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会 に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催 3 について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活	復興防災部	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 県民のつどい」に関して、県が共催し、各種広報媒体を活 用して広く周知を図りました。		いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 県民のつどい」に関して、県が協力し、各種広報媒体を活 用して広く周知を図りました。
	用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	警察本部	いわて被害者支援センターが主催する「県民のつどい」 に関して、県警察が共催し、各種広報媒体を活用して広く 周知を図りました。		同センターが主催する「県民のつどい」に関して、県内 各警察署でのポスター掲示、SNSを利用した広報等を実施 するなど、開催を支援します。
3	犯罪被害者等の援助を行う団体を含む民間非営利団体からの法人格取得申請等に対して、同法の適切な運用を行います。また、県内のNPO法人一覧を県ホームページに掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供します。	環境生活部	業報告書等)を掲載しているポータルサイトへのリンクを	づいた適正な審査を行いました。また、県ホームページに 県内NPO法人の情報(定款や事業報告書等)を掲載してい るポータルサイトへのリンクを掲載し、犯罪被害者等の	引き続き、特定非営利活動促進法に基づいた申請書類の 適正な審査に努めるとともに、県ホームページに県内NPO 法人の情報(定款や事業報告書等)を掲載しているポータ ルサイトへのリンクを掲載し、犯罪被害者等のニーズに対 応した支援を行う団体等の情報を提供します。
3	犯罪被害者等早期援助団体に対して適切な支援 5 活動が行われるよう、必要に応じ、改善命令をは じめとする指導を行います。	公安委員会	いわて被害者支援センターの支援活動に関して、指導等 の実施はありませんでした。		犯罪被害者等へ適切な支援活動がなされるよう、必要に 応じて、指導等を実施します。
_	•	•	•	•	•

5 人材の育成

No	の育成 具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
	○ 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員等に対する研修会を実施します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】 ○ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】 ○ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や女性支援事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。【復興防災部、保健福祉部】	<i>保持</i> 方元立	民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各市町村、 岩手県・市町村民生委員児童委員協議会等の関係機関と連	民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各市町村、岩手県・市町村民生委員児童委員協議会等の関係機関と連	見供委員・旧辛委員の次所向しも図えため、久古町社
36	○ 相談員等が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。 また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】 ○ 民生委員・児童委員が犯罪被害者等に適切に対応義務の遵守等に、犯罪被害者等に関するし、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】 ○ 同年を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことが残関の向上に努めます。【保健福祉部】 ○ 虐待を受けた子供の保護及び自立できるよう児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の向上に野の時間を関係機関の職員の資質の向上等	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、県の関連部局担 当職員、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体、協 力医療機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図りま した。	実績なし	県の担当部局担当者を対象とした連絡会議及び「はまなすサポート研修会」を開催し、県の関連部局担当職員や性 犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解 促進と資質向上を図ります。
	を記した研修の充実を図ります。【保健福祉 では、 ででであります。【保健福祉 では、 でであります。【保健福祉 では、 でであります。 【保健福祉 では、 でであれる、また、では、 でであれる、また、では、 でであります。 では、 でであるという。 では、 ででは、 ででいるでは、 ででいるでは、 ででいるでは、 ででいるでは、 ででは、 でのでは、 でいる	警察本部	れ日無く講しることができるよう必要な教養を美麗しました。 少年補導職員を対象とした研修会において、被害少年の 心理性能や支援について教養を実施したほか、名数変異に	新任担当者に対する教養の実施、各警察署に対する教養 資料を適時発出するなどして、対処能力向上のための教養 を行いました。 少年補導職員を対象とした研修会において、被害少年の 心理状態や支援について教養を実施したほか、各警察署に 教養資料を随時発出しました。	ほか、各警察署の担当者や少年補導職員に対する専門教養 等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めま

37	国が行う「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」や「思春期精神保健対策専門研修会」等に、保健所、精神保健福祉センターの専門職員を派遣するほか、児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施等により、担当者の資質の向上に努めます。	保健福祉部	保健所、精神保健福祉センター等に対し、各種研修会への参加を促しました。	保健所、精神保健福祉センター等に対し、各種研修会への参加を促しました。	保健所、精神保健福祉センター等に対し、各種研修会への参加を促します。
38	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。		被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図ったほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に指定被害者支援要員を運用し、支援活動を実施しました。	被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図った ほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に 指定被害者支援要員による支援を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援 に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確 な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施しま す。
39	国の実施する交通事故相談員の研修会に職員を 派遣し、相談員の資質の向上に努めます。	環境生活部	令和6年度は、国主催の交通事故相談員の研修会に参加し、相談員の資質向上に努めました。 ・ 5/14~5/17交通事故相談員中央研修会 オンライン参加:3名 ・ 10/11交通事故相談員総合支援研修会 現地参加(東京):1名、オンライン参加:1名	国主催の交通事故相談員の研修会に参加し、相談員の資質向上に努めました。 5/20~5/23交通事故相談員中央研修会 (初任者コース) オンライン参加:3名	国主催の交通事故相談員の研修会に参加することで、相談員の資質向上に努めます。 10/29交通事故相談員総合支援研修会 [予定] 現地参加(東京):1名、オンライン参加2名
	○ 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、	復興防災部	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に係る広報に協力します。 また、県ホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。
再 掲 32	人材育成を支援します。 ○ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】	教育委員会	実績なし	実績なし	予定なし
		警察本部	いわて被害者支援センターの相談員対象の研修を実施して資質の向上を図るなど、人材育成を支援しました。 また、県警察のホームページ上にいわて被害者支援センターについて掲載し、その周知を図りました。	同センターの相談員対象の研修を実施して資質の向上を 図るなど、人材育成を支援しました。 また、県警察のホームページ上にいわて被害者支援セン ターについて掲載し、その周知を図りました。	相談員対象の研修会により職員の資質向上を図るほか、ホームページへの掲載により、同センターの活動内容等について周知を図ります。
再	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に 関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれて いる状況や支援の重要性、二次被害が生じること のないよう十分配慮した対応等に関する研修を実	復興防災部	「はまなすサポート研修会」において、「二次被害の予防」を題材に講話を行ったほか、事例に基づくグループワークを行い、担当者の資質向上を図りました。 参加者:52人	実績なし	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストレーションやシミュレーション訓練を実施し、担当者のスキルアップを図りました。 また、「はまなすサポート研修会」では、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。
1句 29	施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック 別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導 入し、研修の充実を図ります。		町村担当者に対し、被害者支援の必要性や市町村のあり方	市町担当者との条例勉強会において、警察の立場から見た被害者支援の必要性や、条例制定の重要性等について説明し、その浸透を図りました。	
	○ 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や 地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁 護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修 会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上 に努めます。 【保健福祉部】		高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催しました。 ・相談件数 42件 ・研修の開催回数及び参加者数 2回開催、125名参加	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言を行いました。 ・相談件数 17件 (R7.8.31時点)	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催します。 ・相談対応 随時 ・研修の開催予定 年2回開催予定(10月及び12月に開催 見込)
40	○ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整を行います。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。【保健福祉部】		障害者権利擁護センターとしての窓口を設置して、関係機関からの通報や届出等の受理を行ったほか、市町村等への情報提供や連絡調整を行いました。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置して、虐待に係る相談対応等を行いました。 ・障がい者110番 相談件数 136件	また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として 「障がい者110番」を設置して、虐待に係る相談対応等を	

41	○ 被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ○ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 ○ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実に実施されるより指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。 また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、児童生徒の啓発に取り組みます。 ○ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育の充実に努めます。	教育委員会	【SC, SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えました。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しました。 【情報モラル】 情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を毎月作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布しました。 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図りました。	【SC, SSW】 名教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えています。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しました。 【情報モラル】 情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布しました。(全12回のうち6回) 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図りました。	【SC,SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えます。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しています。 【情報モラル】 情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布します。 (残り6回) 【人権教育】 県教育研究発表会において、人権教育特設部会を設置し、教職員の資質向上を図ります。
42	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、公立学校にスクールカウンセラーを配置するほか、各学校で教職員対象の校内研修会を開催するなど、心の問題の解決に向けたカウンセリング体制の充実に努めます。【教育委員会(学校教育室)】 ○ 各学校でスクールカウンセラーを活用した「心のサポート」に係る校内研修会を開催するなど、学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。【教育委員会(学校教育室)】※スクールカウンセラー:臨床心理士や公認心理士等の心理の専門家	教育委員会	シャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しています。 また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを 学校に配置しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しています。 また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。	学校に配置しています。
再揭 19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 ○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施しました。・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行いました。	・ 谷教育事務所にスケールガリンピケー、スケールケーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行いました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 学校安全の講義等で、いのちの安全教育等について紹介
		保健福祉部	少年サポートチームへの参加実績なし	予定なし	予定なし。
再 掲 4	能力向上を図ります。また、教育委員会と学校が 連携して対応に当たるほか、学校、警察署、児童 相談所等によるサポートチームを結成するなど、	教育委員会	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行いました。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するたまの資質・能力向上を図りました。	め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行いました。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のト	す。
	地域における支援システムづくりを促進します。	警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を 行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。

6 支援従事者の二次受傷防止

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
43	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷(二次受傷)を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした二次受傷防止のための研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。	復興防災部	実績なし	実績なし	「はまなすサポート研修会」において、二次受傷防止を 取り上げるなどしてメンタルヘルスケアの充実を図りま す。
44	支援従事者に対し、ストレスに関する研修を行 うとともに、精神科医、臨床心理士等、公認心理	復興防災部	実績なし	実績なし	「はまなすサポート研修会」において、支援従事者のストレスを取り上げるなどしてメンタルヘルスケアの充実を図ります。
	## 師等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講じます。	警察本部	ドバイス等を行ったほか、支援活動に伴うストレス等に関		

7 個人情報の管理の徹底に向けた取組

No		担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
45	○ 県、市町村、民間支援団体等の各機関・団体において、犯罪被害者等に係る個人情報管理規程の整備を促進させ、個人情報の適正な管理に努めます。また、関係機関・団体の支援従事者についても適切な管理及び取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。 【復興防災部】	復興防災部	多機関ワンストップ支援の推進にあたって、個人情報の 提供方法等について、関係機関と検討しました。	岩手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領において、個人情報の取り扱いについて規定し、個人情報の適正な管理に努めました。	引き続き、個人情報の適正な管理に努めるとともに、市 町村や関係機関に対しても周知徹底を図ります。
45	○ 警察による犯罪被害者の実名発表、匿名発表 については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見 と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利 を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プ ライバシーの保護、発表することの公益性等の事 情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごと に適切な発表内容となるよう配慮します。【警察 本部】	警察本部	報道発表については、個別の事案ごとに総合的に勘案して適切な発表内容になるよう努めました。	報道発表については、個別の事案ごとに総合的に勘案し て適切な発表内容になるよう努めました。	引き続き、報道発表については、プライバシーの保護、公表することによって得られる公益等を個別の事案ごとに総合的に勘案して判断するなど、適切な報道対応に努めます。
46	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医政発0414第6号)等に基づき、立入検査等を通じ、医療・介護関係事業者等に対し適切に対応します。	保健福祉部	取扱いについて確認・指導しました。その他の医療関係事業者に対しては必要に応じて確認・指導を行っています。 【R6立入検査実施件数】・病院 89 件・診療所 249 件・助産所 5 件・施術所 67 件 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医政発0414第6号)等に基づき、運営指導等を通じ、介護保険施設等に対して周知を図りました。 介護保険施設等に対する運営指導の状況(振興局等)・運営指導を実施した事業所数:417事業所・集団指導を実施した回数:7回 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医	業者に対しては必要に応じて確認・指導を行っています。 【R7上半期立入検査実施件数】 ・病院 25 件 ・診療所 104 件 ・助産所 0 件 ・施術所 64 件 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医政発0414第6号)等に基づき、運営指導等を通じ、介護保険施設等に対して周知を図りました。	取扱いについて確認・指導します。その他の医療関係事業者に対しては必要に応じて確認・指導します。 【R7下期立入検査実施件数】 ・病院 63 件 ・診療所 154件 ・助産所 2件 ・施術所 48件 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医政発0414第6号)等に基づき、運営指導等を通じ、介護保険施設等に対して周知を図る予定。 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付け医

施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止

1 心身に受けた影響からの回復

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
47	精神保健福祉センター及び保健所が実施する相談対応において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供等を適切に行います。 また、岩手県精神科救急情報センターが開設する精神科救急電話において、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や必要に応じて医療機関の紹介を行います。	保健福祉部	・精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健に関する相談支援業務を行いました。 ・岩手県精神科救急情報センターにおいて、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や医療機関の紹介を行いました。	関する相談支援業務を行いました。 ・岩手県精神科救急情報センターにおいて、精神科救急医	・精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健に 関する相談支援業務を行うとともに、必要に応じて、犯罪 被害者等の支援に関する情報提供を行います。 ・岩手県精神科救急情報センターにおいて、精神科救急医 療を必要とされる方に対する相談対応や医療機関の紹介を 行います。
48	PTSD等の治療に係る自立支援医療制度(精神通院医療)について、精神科病院及び診療所に対し改めて周知するほか、県ホームページにおいて引き続き周知します。	保健福祉部	自立支援医療制度(精神通院医療)の概要について、県 ホームページにおいて周知しました。	自立支援医療制度(精神通院医療)の概要について、県 ホームページにおいて周知しました。	自立支援医療制度(精神通院医療)の概要について、県 ホームページにおいて周知します。
49	市町村、各地域の医師会、医療機関及び消防機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備充実を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実強化に努めます。	復興防災部	岩手県救急業務高度化推進協議会を開催し、救急業務の 課題や方針について、医師会や医療機関、消防機関と意見 交換を行いました。	各地域のメディカルコントロール協議会に参加し、救急 業務における現状や課題等について意見交換を行いまし た。	岩手県救急業務高度化推進協議会を開催し、継続課題等 について各機関と検討を行う予定です。 また、救急救命士研修会の開催を予定しています。
50	いわて被害者支援センター、はまなすサポート センターや警察木部から紹介等を行う精神科の協	復興防災部	県ホームページに、はまなすサポート協力医療機関の募 集について掲載しました。	県ホームページに、はまなすサポート協力医療機関の募 集について掲載しました。	引き続き、県ホームページにより募集するとともに、関 係団体を通じて働きかけを行います。
30	センターや警察本部から紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	警察本部	岩手県犯罪被害者等支援連絡会を通じ、県医師会、精神 科病院協会等に対して協力要請を行いました。	公費負担制度の運用等の機会において、関係する医療機 関等との関係構築を図り、協力体制の確保に努めました。	引き続き、連絡会等を通じた関係医療機関等へ協力要請等により、協力体制の確保・拡充を図ります。
51	犯罪被害者等の状況に応じて、生活困窮者自立 支援制度や生活福祉資金貸付制度など、生活支援 に関する制度について情報提供を行うとともに、 市町村、関係機関・団体等と連携した支援に取り 組みます。	保健福祉部	全市町村を対象とし、自立相談支援機関において相談者 の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情 報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、自治体職 員、関係機関を交えた研修の実施により、連携体制の強化 に取り組みました。	の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、自治体職	自立相談支援機関における包括的な相談受付、適切な支援実施、情報提供・他機関へのつなぎに引き続き取り組みます。また、支援会議の設置を促進し更なる連携体制の強化と支援体制の強化に努めます。
52	○ 犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的に行います。 ○ 犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。 ○ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつきる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅の中スクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行います。	警察本部	各種公費負担制度については、適正かつ確実な運用を図 り、犯罪被害者等の被害に伴う精神的、経済的負担の軽減 を図りました。	対象事件に係る公費負担に関しては、漏れなく確実に実施し、犯罪被害者等の負担軽減を図りました。	引き続き、公費負担制度の的確・確実な運用を図り、犯 罪被害者等の負担軽減を図ります。
再 掲 13	自殺対策特設サイト「こころに寄り添いいのちを守るいわて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情報提供を行います。	保健福祉部	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載します。

53	緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者が その方法等に関する情報を得られるよう、ホーム ページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行いま す。	復興防災部	県ホームページの「性犯罪・性暴力被害の相談」ページ に、適切な病院受診の必要性や、協力医療機関において検 査・治療を受けられることを掲載しました。	県ホームページに、厚生労働省が公開している、「緊急 避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」を掲載 しました。	引き続き、ホームページ等の広報媒体を活用し、必要な情報提供を行います。
54	性犯罪・性暴力に遭われた方の精神的・身体 的・経済的負担を軽減し、その回復を図るため、 産婦人科及び精神科医療、保険薬局の利用等を公 費で負担を行います。	復興防災部	公費負担実績なし。 県ホームページにおいて医療費の公費負担について掲載 しました。	公費負担実績なし。 県ホームページにおいて医療費の公費負担について掲載 しました。	相談に応じて医療公費負担の制度について案内し、適切に対応します。
		復興防災部		「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
掲	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	保健福祉部	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行いました。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポート と連携して支援を行います。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポート と連携して支援を行います。
		医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をします。
		警察本部	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体等 との連携及び情報共有を図り、性犯罪被害者の負担軽減及 び早期回復のための各種支援を展開しました。	個人情報の取扱いに配意しながら関係機関・団体と緊密 に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施し ました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、被害者の負担軽減と早期回復に向け、被害者に寄り添った支援を推進します。
再揭6	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関との連携強化を図り、被害が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進します。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 開催回数:1回 出席者:52人		「はなますサポート研修会」を開催するなどして、、産婦人科の協力医療機関との連携を強化するとともに、精神科、泌尿器科、小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。
	また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。	警察本部	産婦人科医会とのネットワークを構築した上、被害者が 安心して受診できるよう連携するなど、環境整備を推進し ました。		引き続き、医療機関との連携強化を図るとともに、男性 被害者の受診が可能な医療機関との連携体制の構築を図り ます。
55	市町村が設置する教育支援センターとの連携を 通して、不登校となった犯罪被害者等の児童生徒 を支援します。	教育委員会	不登校児童生徒支援連絡会議等を通じて、市町村が設置 する教育支援センターと連携を図りました。	・不登校児童生徒支援連絡会議等を通じて、市町村が設置 する教育支援センターと連携を図りました。	不登校児童生徒支援連絡会議等を通じて、市町村が設置す る教育支援センターと連携を図っていきます。
56	福祉総合相談センター及び児童相談所において、被害に遭った児童生徒等からの相談に対応するほか、虐待を受けた児童生徒等に対する自立支援など、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、児童心理司、精神保健福祉相談員、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアに努めます。	保健福祉部	児童福祉司 61名、児童心理司 28名 (定数)	児童福祉司 65名、児童心理司 30名 (定数)	児童福祉司 65名、児童心理司 30名 (定数)
57	福祉総合相談センター及び児童相談所において、休日・夜間における児童虐待通告 等の対応を行うほか、治療や医学的判断が必要な児童虐待事案に対応するため、医療機関との連携を図ります。	保健福祉部	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)により、休日夜間を含めた24時間365日、通告・相談を受けています。	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)により、休日夜間を含めた24時間365日、通告・相談を受けています。	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)により、休日夜間を含めた24時間365日、通告・相談を受けます。

58	被害に遭った児童生徒等が精神的被害から回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、いわて被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介等の支援を継続的に推進します。	警察本部	被害少年等に対してカウンセリング等継続的な支援を実施したほか、嘱託精神科医による面接や部外助産師による 性教育等を実施し、精神的・性的被害からの回復をサポートしました。		引き続き、被害少年等に対するカウンセリング等の各種 支援を実施し、精神的・性的被害からの回復をサポートし ます。
59	福祉総合相談センター、児童相談所及び乳児院 等の児童福祉施設が連携し、里親からの養育相談 に対応するなど、里親制度の推進と里親への支援 を行います。	保健福祉部	里親支援センターにおいて、里親制度の説明会や相談会 を開催し、里親になりたいと考えている方や制度について 知りたい方への相談に応じています。	里親支援センターにおいて、里親制度の説明会や相談会を開催し、里親になりたいと考えている方や制度について知りたい方への相談に応じています。	里親支援センターにおいて、里親制度の説明会や相談会を開催し、里親になりたいと考えている方や制度について知りたい方への相談に応じています。
掲	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや不登校の未然防止、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。また、24時間子供SOSダイヤルやふれあい電話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しています。 また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介カード」を配付しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会―ド」を配付しました。	
再 掲 19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。	教育委員会	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施しました。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。	「こころのサポート研修」を計画的に実施しました。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソー シャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援してい	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施します。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。
	○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、 健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上 を図ります。		校安全担当者研修」で、命の安全教育の教材等について紹	【保健体育課】 ・「養護教諭の基本研修、県立学校新任保健主事研修、学校安全担当者研修」で、命の安全教育の教材等について紹介しています。	【保健体育課】 ・「養護教諭の基本研修、県立学校新任保健主事研修、学校安全担当者研修」で、命の安全教育の教材等について紹介します。
		復興防災部	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。	県教育委員会が開催する学校安全担当者研修会において、「はまなすサポート」に係る講話を実施し、関係団体の連携、情報共有の必要性について周知しました。 また、児童・生徒から相談を受けた際の留意事項について説明しました。	引き続き、教育委員会等と連携し、関係機関が連携して 相談・支援に対応できる体制の構築に努めます。
掲	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。	教育委員会	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公 所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した 場合は、適切に情報共有を行いました。	所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公 所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した 場合は、適切に情報共有を行っていきます。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。		引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
_	○ 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や 地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁 護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修 会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上 に努めます。		高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催しました。 ・相談件数 42件 ・研修の開催回数及び参加者数 2回開催、125名参加	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言を行いました。 ・相談件数 17件 (R7.8.31時点)	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催します。 ・相談対応 随時 ・研修の開催予定 年2回開催予定(10月及び12月に開催見込)
再 掲 40 	○ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整を行います。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。	保健福祉部	障害者権利擁護センターとしての窓口を設置して、関係機関からの通報や届出等の受理を行ったほか、市町村等への情報提供や連絡調整を行いました。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置して、虐待に係る相談対応等を行いました。 ・障がい者110番 相談件数 136件	機関が らの通報や油面等の受理を行ったはが、同画科等への情報提供や連絡調整を行っています。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置して、虐待に係る相談対応等を行っています。	障害者権利擁護センターとしての窓口を設置して、関係機関からの通報や届出等の受理を行ったほか、市町村等への情報提供や連絡調整を行います。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置して、虐待に係る相談対応等を行います。 ・障がい者110番 相談対応 随時

2 安全の確保

_ 3	女王の唯体				
	No 具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
	子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を 図るため、出所情報に基づいた適切な対策に努め ます。		再犯防止措置対象者との面談を通じて、対象者の所在確認と動向把握を徹底するとともに、再犯防止に向けた助言・指導を実施しました。	再犯防止措置対象者との面談を通じて、対象者の所在確認と動向把握を徹底するとともに、再犯防止に向けた助言・指導を実施しました。	再犯防止措置対象者との面談を通じて、対象者の所在確認と動向把握を徹底するとともに、再犯防止に向けた助言・指導を実施します。
	同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進します。また、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努めます。		各事案を個別に検討し、必要性を認めた場合には「再被 害防止対象者」として指定の上、再被害防止のための各種 対策を実施しました。	各事案を個別に検討し、必要性を認めた場合には「再被 害防止対象者」として指定し、再被害防止のための各種対 策を実施しました。	各事案ごとに「再被害防止対象者」指定の必要性を検討 のうえ、指定した際には関係機関等と緊密に連携し、再被 害防止のための諸対策を実施します。
_	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じて必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。		各事案ごとに「保護対象者」としての指定の必要性を検 討し、指定した場合は県警察の総合力を発揮した諸対策を 講じました。	各事案ごとに「保護対象者」としての指定の必要性を検 討し、指定時には必要な措置を講じました。	各事案ごとに「保護対象者」しての必要性を検討し、指定した際には県警察の総合力を発揮した保護対策を実施します。
	○ 市町村、警察、児童相談所等の機関・団体が 連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の 保護対策に努めます。【復興防災部、保健福祉 部、警察本部】		はまなすサポートにおいてDV被害者から相談を受けた際には、関係機関に情報提供をするとともに必要な支援を行い、保護対策に努めました。	はまなすサポートにおいてDV被害者から相談を受けた際には、関係機関に情報提供をするとともに必要な支援を行い、保護対策に努めました。	はまなすサポートにおいてDV被害者から相談を受けた際には、関係機関に情報提供をするとともに必要な支援を行い、保護対策に努めます。
	○ 教職員や市町村担当者、PTA等を対象とする各種研修会等の機会を捉えて、児童虐待の現状、発見時の通告義務の説明を行い、早期発見・		女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センター におけるDV相談、被害者保護等の支援を実施していま す。 また、児童福祉司や市町村職員に対する専門研修を開催 し、その資質向上に努めています。		女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談、被害者保護等の支援を実施します。また、児童福祉司や市町村職員に対する専門研修を開催し、その資質向上に努めます。
	早期対応のための取組意識の共有を図ります。 【保健福祉部、教育委員会】 〇 家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報 提供システム(まなびネットいわて)に掲載する			【学校教育室】 ・指導主事会議や校内研修等において、児童虐待の現状、 発見時の通告事務の説明を行いました。	【学校教育室】 ・指導主事会議や校内研修等において、児童虐待の現状、 発見時の通告事務の説明を行っていきます。
	とともに、「子育て電話相談(すこやかダイヤル)」「子育てメール相談(すこやかメール相 63 談)」を実施し、家庭教育支援の充実に努めます。【教育委員会】		てや家庭教育に役立つ「すこやかマガジン」を定期配信しました。 ・子育て支援に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナーや放課後の子どもの居場所指導者研修会を実施し、子	【生涯学習文化財課】 ・子育て電話相談件数(相談領域別) 466件 ・子育てメール相談件数(相談領域別) 29件 ・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム(まなびネットいわて)に随時掲載するとともに、子育てや家庭教育に役立つ「すこやかマガジン」を定期配信しました。 ・子育て支援に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナーや放課後の子どもの居場所指導者研修会を実施し、子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組	電話相談(すこやかダイヤル)」「子育てメール相談(すこやかメール相談)」に引き続き実施します。 ・子育て支援に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナーや放課後の子どもの居場所指導者研修会を実施し、子
	○ 地域における家庭教育・子育て支援関係者のスキルアップを図る学習機会の提供、ネットワークの構築及び子育てサポーターの活用促進を図ります。 【教育委員会】				みます。
	○ 児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心 とした多種多様な関係機関・団体の連携及び児童 虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組	警察本部	DV事案の対応に当たっては、面前DV等の児童虐待が内在していることを念頭に対応し、女性相談支援センターや児童相談所を始めとした関係機関と連携して各種保護対策を実施しました。 児童相談所との合同訓練及び連絡会議を開催し、職員の知識及び技能の向上に努めました。	DV事案の対応に当たっては、面前DV等の児童虐待が内在していることを念頭に対応し、女性相談支援センターや児童相談所を始めとした関係機関と連携して各種保護対策を実施しました。	引き続き、児童虐待を念頭に適切なDV事案への対処に 努めます。 児童相談所との合同訓練及び連絡会議の開催により、職 員の専門的知識の向上と対応力の強化を図ります。

	1				,
64	県内で発生した児童虐待死亡事例等の検証を行うとともに、再発防止につなげます。	保健福祉部	事例なし	事例なし	事例なし
65	ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じます。	警察本部	ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施対象者に対し、一定期間、定期連絡を実施して、必要な指導を実施するとともに、特異動向等の把握と認知した場合の情報共有に努めました。	ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施対象者に対し、一定期間、定期連絡を実施して、必要な指導を実施するとともに、特異動向等の把握と認知した場合の情報共有に努めました。	引き続き、ストーカー加害者に対する定期連絡を実施して必要な指導を行うとともに、特異動向の把握や情報共有等必要な措置を講じます。
66	DVやストーカー行為等の被害者等に関し、当 該被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧	保健福祉部	ては、必要に応じて証明書の発行や手続きについての教示	配偶者暴力相談支援センターで相談をした被害者について は、必要に応じて証明書の発行や手続きについての教示を 行っています。	
00	制限等の申請に必要な援助等を行い、安全の確保に努めます。	警察本部	DVやストーカー事案の対応に当たっては、法に基づく 援助について教示し、被害者等の意思を踏まえ、住民基本 台帳の閲覧制限等の必要な援助を実施しました。	DVやストーカー事案の対応に当たっては、法に基づく 援助について教示し、被害者等の意思を踏まえ、住民基本 台帳の閲覧制限等の必要な援助を実施しました。	引き続き、被害者等の意思を踏まえ、必要な援助を確実 に実施して安全確保に努めます。
	○ DV被害者に精神的ケアなど適切な支援を行 うため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談		いわて被害者支援センター、県警と細やかに情報交換を 行って連携を図ったほか、「はまなすサポート研修会」を 開催し、関係団体との連携を図りました。	いわて被害者支援センター、県警と細やかに情報交換を 行って連携を図りました。	「はまなすサポート研修会」を開催し、関係団体との連携を図ります。
	所、民間団体等関係機関・団体との連携を図ります。 【復興防災部、保健福祉部、警察本部】	保健福祉部	女性相談支援センターや児童相談所で一時保護した方 に、必要に応じて心理検査等を行っています。	女性相談支援センターや児童相談所で一時保護した方に、 必要に応じて心理検査等を行っています。	女性相談支援センターや児童相談所で一時保護した方に、 必要に応じて心理検査等を行っています。
67	○ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関・団体により構成される少年サポートチームを編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、再被害の防止に努めます。 【保健福祉部、教育委員会、警察本部】	教育委員会	児童虐待への対応」を取り上げ、要保護児童対策地域協議	・指導主事会議や校内研修等において、「学校等における 児童虐待への対応」を取り上げ、要保護児童対策地域協議 会への参画や子供・保護者との関わり方等について周知し ている。	
		警察本部	警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成し、情報共有と各機関の役割分担を行	必要な支援が確実に執られるよう、官民の関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一として対応しました。 警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成し、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関と連携を密にして適切な支援を行います。 関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチーム 結成をするなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の環境改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を 運用し、緊急時の事案へ対応します。
68	む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。	保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 16件 配偶者暴力被害者自立支援費補助金による支援件数 6件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 2件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 6件	引き続き、緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行 う。
	○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努	居住場所確保や各種生活支援のため、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き関係機関連携に配意して対応します。

3 保護・捜査過程における配慮等

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
60	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用し	復興防災部	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図ります。
09	た損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	警察本部	犯罪被害者に対しては、「被害者の手引」等を活用して 刑事手続に関する説明を行いました。 また、ホームページ上に各種制度を掲載して、周知を図 りました。	「被害者の手引」の交付、ホームページ上への掲載等により、各種制度に関する情報提供を行いました。	「被害者の手引」のほか、各種制度の説明資料を有効活用し、犯罪被害者等の支援のための各種制度の周知を図ります。
70	○ 「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付するとともに、ホームページに刑事手続及び犯罪被害者等の支援のための各種制度に関する情報を掲載します。 ○ 外国人犯罪被害者等に配付している外国語版の「被害者の手引」を活用し、適切な情報提供に努めます。	警察本部	犯罪被害者等に対しては、説明を加えながら「被害者の 手引」等を交付し、各種制度の理解の促進に努めました。 また、県警察のホームページ上に各種制度に関する情報 を掲載し、広く周知を図りました。	犯罪被害者等に対しては、説明を加えながら「被害者の手引」等を交付し、各種制度の理解の促進に努めました。 また、県警察のホームページ上に各種制度に関する情報 を掲載し、広く周知を図りました。	引き続き、犯罪傚害有等への「傚害有の手引」の父刊、
71	交通事故事件等については、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配意した取組を一層推進します。	警察本部	被害者の心情に配意した支援を推進するため、部内研修や巡回指導時における教養を実施しました。	担当者研修会や巡回指導時において、被害者支援に関する教養を実施しました。	各種研修会や巡回指導時において、被害者支援に関する 教養を実施するなど、被害者の心情に配意するための取組 を推進します。
72	捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、いわて被害者支援センターを始めとする民間支援団体等との連携を図ります。	警察本部	犯罪被害者等に対しては被害者連絡制度に基づき、捜査 状況等に関する情報提供を行いました。 また、被害者等の要望や必要性に応じて、関係機関・団 体への情報提供を行い、連携した対応を図りました。	被害者連絡制度に基づき、犯罪被害者等へ捜査状況等に 関する情報提供を行うほか、支援の必要性に応じ、関係機 関へ情報提供のうえ、連携した対応を図りました。	
73	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する警察官の実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会やいわて被害者支援センターをはじめとする民間支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図ります。	警察本部	各署における巡回教養等を実施して担当捜査員の実務能 力向上を図るとともに、関係機関・団体と連携して被害者 の心情に寄り添った対応に努めました。	各署への巡回教養等を実施し、捜査員の実務能力の向上 を図るとともに、医療機関等の関係機関と連携・情報共有 の上、被害者の心情に配慮した対応に努めました。	引き続き、巡回教養等を通じて捜査員の実務能力向上を 図るとともに、関係機関との連携により、被害者の心情に 一層配意した対応に努めます。
74	被害に遭った児童生徒の事情聴取に先立って、 警察、児童相談所等の関係機関が盛岡地方検察庁 と協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うこ とについて積極的に検討するほか、被害児童から	保健福祉部	被害に遭ったこどもに対しては、検察、警察、児童相談 所等の関係者で対応について協議をしながら進めていま す。	被害に遭ったこどもに対しては、検察、警察、児童相談所 等の関係者で対応について協議をしながら進めている。	被害に遭ったこどもに対しては、検察、警察、児童相談所等の関係者で対応について協議をしながら進めている。
	事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害に遭った児童生徒へ配慮した取組を進めます。	警察本部	各署における巡回教養を実施し、司法面接についての教 養を実施しました。	各署巡回教養を実施し、司法面接や初期聴取に関する教養を実施しました。	引き続き、関係機関と連携した体制を確保した上、部内 教養において、司法面接基礎研修を行い、理解の浸透を図 ります。
75	被害の届出に対しては、犯罪被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理の経緯を明確にし、所属長まで報告して管理するよう努めます。	警察本部	原則、被害の届出を受理する際は迅速・確実に事件受理 し、必要な捜査を展開しました。 また、被害届出がなされない場合には、その理由や経緯 を明らかにした上、上司に報告して指揮を受けるなど、組 織対応に努めました。	原則、被害の届出を受理する際は迅速・確実に事件受理 し、必要な捜査を展開しました。 また、被害届出がなされない場合には、その理由や経緯 を明らかにした上、上司に報告して指揮を受けるなど、組 織対応に努めました。	被害届出受理時には、迅速・確実な受理に努めるととも に、被害届出がなされない場合も組織対応を図り、適正管

	医療機関に対して、警察への被害申告前の性犯罪・性暴力被害者が本院した場合、被害者に対し	復興防災部	実績なし	実績なし	関係団体への働きかけのほか、研修会等の機会を通じて 医療機関への働きかけを行います。
76	罪・性暴力被害者が来院した場合、被害者に対し 警察への届出を促すよう働きかけを行います。	警察本部	県内2医療機関に対して、DNA型採取キットを配備 し、被害者に警察への届出を促すよう、働き掛けを行いま した。	医療機関に対して、DNA型採取キットを配備し、被害者に警察への届出を促すよう、働き掛けを行いました。	採取キットを配備する医療機関の拡大のため、関係各所への働き掛けを推進します。
77	検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、パンフレットの配布によりその必要性や各種情報等について定期的な情報提供に努めます。			変死事案で対応した遺族等に対し、警察が実施する死因の調査や手続きの流れ、解剖実施の場合の理由等が記載されたパンフレットを配布しながら説明を行いました。	引き続き、遺族等の心情に十分配意した懇切丁寧な対応 に心掛け、積極的なパンフレットの交付に努めます。
78	検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部	証拠物件については適正に管理し、留置の必要がなくなった証拠物件は、適切に還付等の手続をとりました。	証拠物件については適正に管理し、留置の必要がなくなった証拠物件は、適切に還付等の手続をとりました。	引き続き、証拠物件の適正管理に努めるとともに、適切 な還付手続等に努めます。
	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の環境改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を 運用し、緊急時の事案へ対応します。
再 据 68	む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。	保健福祉部		緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 2件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 6件	引き続き、緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行 う。
	○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	居住場所や生活支援が図られるよう、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	居住場所や生活支援が図られるよう、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き関係機関連携に配意して対応します。
再 摆 38	日に対し 加思加安老体。の古様にひ囲む知識体		被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図ったほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に指定被害者支援要員による支援を実施しました。	被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図った ほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に 指定被害者支援要員による支援を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援 に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確 な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施しま す。

4 二次被害を受けた方への支援

N	No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
7	79	犯罪被害に遭ったことにより、インターネット等における誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等の二次被害を受けた方が抱える様々な問題に対して、必要な支援が受けられるよう、県や市町村に設置している総合相談窓口、民間支援団体の窓口等の周知に努めます。	復興防災部	県ホームページにおいて、市町村の総合的対応窓口、いわて被害者支援センターの相談窓口について周知しています。		県ホームページにおいて、市町村の総合的対応窓口、いわて被害者支援センターの相談窓口について周知します。
		インターネット上での人権侵害行為への対応と して、インターネット上での人権を侵害する書き		県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について 掲載しています。	ンターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について	
	I	込みや性的画像の掲出等については、関係機関・ 団体と連携・協力し、削除要請等への対応を行い ます。		県警察のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みがされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相談窓口についても案内しました。	サイバーパトロールを通じ、性的画像等を発見した際の 削除要請を実施したほか、誹謗中傷等の人権を侵害する書 き込みについては、相談者の意向に沿った対応ができるよ う、総務省や法務省等の関係機関との連携を図りました。	継続してサイバーパトロールを実施し、性的画像等を発見した際の削除要請を実施していくほか、誹謗中傷等の人権を侵害する書き込みについては、相談者の意向に沿った対応ができるよう、総務省や法務省等の関係機関との連携を図ります。
g	81 ⁷	日本司法支援センター等が実施している弁護士 相談制度等の情報提供を行うとともに、必要に応 じ、民間支援団体で実施している弁護士相談への 付添い支援につなぎます。	復興防災部	県ホームページにおいて日本司法支援センターを紹介 し、弁護士相談制度等の情報提供を行っています。	県ホームページにおいて日本司法支援センターを紹介 し、弁護士相談制度等の情報提供を行っています。	引き続き、ホームページ等により弁護士相談制度を周知 するとともに、相談に応じて適切に付添支援につなげま す。
	01		警察本部	ケースに応じ、法テラス又は県弁護士会と連携の上、無料法律相談へ繋いだほか、必要に応じて支援担当者が弁護士相談への付添い支援を実施しました。	ケースに応じ、法テラス又は県弁護士会と連携の上、無料法律相談へ繋いだほか、必要に応じて支援担当者が弁護士相談への付添い支援を実施しました。	法テラス等と連携し、必要性に応じて無料法律相談へ繋 ぐほか、支援担当者による弁護士相談への付添い支援等を 実施します。

施策の柱皿 損害回復・経済的支援等

1 損害賠償の請求等に関する周知

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
82	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。	復興防災部	実績なし	実績なし	会議や研修会の機会を通じて日本司法支援センターとの連携を図り、各種取組の周知を図ります。
02		警察本部	支援担当者が犯罪被害者等のニーズを把握した際には、 法テラス等と連携の上、制度教示等を行いました。	支援担当者が犯罪被害者等のニーズを把握した際には、 法テラス等と連携の上、制度教示等を行いました。	引き続き、犯罪被害者等のニーズ把握に努め、法テラス 等と連携の上、各種の制度教示により、犯罪被害者等の利 便を図ります。
83	暴力団犯罪の被害者については、公益財団法人 岩手県暴力団追放推進センターや岩手県民事介入 暴力対策研究会とも連携し、暴力団犯罪による被 害の回復を支援します。	警察本部	対象となる事件に関しては、関係機関・団体と緊密に連携して、各種支援活動を実施しました。	対象となる事件に関しては、関係機関・団体と緊密に連携して、各種支援活動を実施しました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、対象事件発生時 における各種支援活動を実施します。
再坦	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	復興防災部	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図ります。
69		警察本部	犯罪被害者に対しては、「被害者の手引」等を活用して 刑事手続に関する説明を行いました。 また、ホームページ上に各種制度を掲載して、周知を図 りました。	「被害者の手引」の交付、ホームページ上への掲載等により、各種制度に関する情報提供を行いました。	「被害者の手引」のほか、各種制度の説明資料を有効活用し、犯罪被害者等の支援のための各種制度の周知を図ります。

■ 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 ○ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。	政府保証事業については、現在、統計項目に含まれてい	26件)の相談に対応しています。 このうち、日弁連交通事故相談センターの弁護士無料相 談を紹介した相談は14件ありました。	交通事故遭遇者からの相談に対応し、公正適切に解決するための助言・支援を行います。
---	---------------------------	---	--

2 経済的負担の軽減

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
知及び早期支給 84 ○ 国外犯罪被	イ等に対し、犯罪被害給付制度の周 なに努めます。 安害弔慰金等支給制度の適切な運用 、同制度の周知に努めます。	警察本部	県警察のホームページ上に、犯罪被害給付制度や国外犯 罪被害弔慰金等支給制度について掲載し、その周知を図っ たほか、犯罪被害給付制度の早期支給に努めました。	県警察のホームページ上に、犯罪被害給付制度や国外犯 罪被害弔慰金等支給制度について掲載し、その周知を図っ たほか、犯罪被害給付制度の早期支給に努めました。	犯罪被害者への制度の教示、ホームページ上への制度等 の掲載により、各種制度の周知を図るとともに、早期支給 のための迅速な事務手続に努めます。
な方に確実に届 の十分な周知を また、全国と 受けることがで 資金といった先 府県・市町村に	全重傷病給付金、障害給付金が必要 はくよう、犯罪被害者等給付金制度 は図ります。 さこにいても標準的な経済的支援を できるよう、災害弔慰金や災害援護 に行制度を参考としつつ、国・都道 はる融合型の弔慰金制度等の確立 で全国知事会に提案していきます。	復興防災部	県ホームページにおいて、犯罪被害者等給付金制度の担 当窓口について周知しました。		引き続き、全国知事会等と連携しながら、支援制度の創設を働きかけていくとともに、国や他県の状況等を注視しながら、対応していきます。
とならない犯罪 し、特別の救済	犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象 とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照ら し、特別の救済が必要と認められるものについて	復興防災部	いわて被害者支援センターのホームページに、犯罪被害 救済基金について掲載し、奨学金給与事業について周知し ています。	いわて被害者支援センターのホームページに、犯罪被害 救済基金について掲載し、奨学金給与事業について周知し ています。	相談に応じて、犯罪被害救済基金の事業について案内します。
	会人犯罪被害救済基金と連携し、同業金支給事業について情報提供しまままます。	警察本部	犯罪被害給付制度の対象外で、犯罪被害救援基金が行う 支援金支給事業の対象となる場合には、制度教示等によ り、支給事業の活用を図りました。	該当する事案の発生はありませんでした。	犯罪被害救援基金の支援金支給事業の対象となる場合に は、同基金と連携の上、支給事業の活用を図ります。
費について、被 るよう公費負担	会力被害者の緊急避妊等に要する経 安害者の経済的負担の軽減が図られ 見を行うとともに、性犯罪・性暴力	復興防災部	県ホームページにおいて、精神科受診を含めた医療費の 公費負担について周知しました。	県ホームページにおいて、精神科受診を含めた医療費の 公費負担について周知しました。	引き続き、ホームページ等を利用して公費負担制度の周 知を行います。
又は県の医療費	87 被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度 又は県の医療費公費負担の対象となることの周知 も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めま す。	警察本部		ホームページ上に公費負担制度について掲載するなどして、制度の周知を図ったほか、犯罪被害者の性犯罪被害に 係る諸経費に関して公費負担を実施し、犯罪被害者の負担 軽減を図りました。	ホームページへの掲載等により、各種公費負担制度の周知を図るとともに、的確に公費負担を実施して、犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。
88 独立行政法人自動車事故対策機構が行う自動車 事故による被害者の援護のための介護料の支給 や、医療施設の設置・運営による重度障がい者へ の援護事業について周知に努めます。	復興防災部	県ホームページにおいて、自動車事故対策機構の窓口及 び事業の概要について周知しています。	県ホームページにおいて、自動車事故対策機構の窓口及 び事業の概要について周知しています。	引き続き、県ホームページ等において、自動車事故対策 機構の窓口及び事業の概要について周知します。	
	環境生活部	令和6年度は、重度後遺障がい者家族等からの相談がな かったため、紹介実績はありません。	令和7年度の現時点(9月末)では、重度後遺障がい者家族等からの相談がないため、紹介実績はありません。	必要に応じて、独立行政法人自動車事故対策機構が行う各種交通事故被害者援護事業を紹介します。	

平 打 5	場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要す 2 る経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリー ニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済		各種公費負担制度については、適正かつ確実な運用を図 り、犯罪被害者等の被害に伴う精神的、経済的負担の軽減 を図りました。	対象事件に係る公費負担に関しては、漏れなく確実に実施し、犯罪被害者の負担軽減を図りました。	引き続き、公費負担制度の的確・確実な運用を図り、犯罪被害者の負担軽減を図ります。
	的負担の軽減を図ります。 ○ 犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性 犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行い ます。 オ 犯罪被害者等が、再び犯罪被害を受ける恐れ がある場合や従前の住居に居住することが困難な 場合は、一時的に安全な場所を確保するための経 費について、公費負担を行います。				
耳 找 5	引に関する制度について情報提供を行うとともに、 例	保健福祉部	全市町村を対象とし、自立相談支援機関において相談者の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、自治体職員、関係機関を交えた研修の実施により、連携体制の強化に取り組みました。	の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、自治体職	自立相談支援機関における包括的な相談受付、適切な支援実施、情報提供・他機関へのつなぎに引き続き取り組みます。また、支援会議の設置を促進し更なる連携体制の強化と支援体制の強化に努めます。
	包		「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と 連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健 康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
抖	▶ と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等	保健福祉部	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。
	ト」の運用により、必要な情報提供や支援の充実	医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をした	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をする
	位置	警察本部		個人情報の取扱いに配意しながら関係機関・団体と緊密 に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施し ました。	

_		1			
再掲68	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の環境改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を 運用し、緊急時の事案へ対応します。
	十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 〇 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 〇 DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団	保健福祉部	・緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 16件 ・配偶者暴力被害者自立支援費補助金による支援件数 6 件	・緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 2件 ・困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 6件	引き続き、緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及 び困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を 行う。
	体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。 【保健福祉部】 〇 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	ら関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急 宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努	居住場所や生活支援が図られるよう、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き関係機関連携に配 意して対応します。

3 居住の安定

	上 0 文 定				
N	lo 具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
8	○ 犯罪被害者等が県営住宅への入居を希望する場合、優先的に取り扱うとともに、募集案内等により、情報提供に努めます。 ○ 犯罪被害者等の公営住宅の入居に関して、地方公共団体が緊密に連携することについて、会議等の場を活用して周知します。 ○ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、住宅セーフティネット制度を周知するとともに、居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	県土整備部	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、居住支援に関するセミナーを開催し、住宅セーフティネット法改正(R7.10.1施行)に関する内容を周知するとともに、意見交換等を行い、居住支援法人等の入居支援等の取組を支援しました。	を図るため、石子県店住文佐協議会において、店住文佐に関するセミナーを開催し、住宅セーフティネット法改正 (R7.10.1施行) に関する内容を周知するとともに、意見 交換等を行い、民任支援法人等の人民支援等の所知も支援	岩手県居住支援協議会において、今後の居住支援体制等に関するセミナーを開催し、県内の居住支援体制づくりを進めていくことで犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。 また、セミナーにおいて、居住支援法人等と意見交換を行い、入居支援に関する現状や課題等を把握し、住宅確保要配慮者の入居支援等の取組を支援します。

	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の環境改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなす サポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を 運用し、緊急時の事案へ対応します。
	十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含				
	む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 ○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団	保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 16件 配偶者暴力被害者自立支援費補助金による支援件数 6件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 2件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 6件	引き続き、緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行 う。
	体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	居住場所や生活支援が図られるよう、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	居住場所や生活支援が図られるよう、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き関係機関連携に配意して対応します。

4 雇用の安定

ĦV.	30女走					
No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定	
	事業主等に対し、労働者の均等な取扱いや適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じた周知・啓発に努めます。	商工労働観光部		厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関、 市町村役場に配架し関係団体等への周知を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関、 市町村役場に配架し関係団体等への周知を図ります。	
91	○ 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業 や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 ○ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関・団体と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工労働観光部	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇 用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇 用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応します。	
92	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を 通じ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度 の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環 境づくり等に係る普及啓発を図ります。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図ります。	
93	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全で 安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪被 害者等が置かれている現状や支援の必要性、事業 者等に求められる配慮等についての理解促進を図 ります。	復興防災部	協議会の広報紙「あんあんだより」に、犯罪被害者等支援に関する記事を掲載し、会員の理解促進を図りました。	協議会の総会において、犯罪被害者等支援実施計画について説明し、犯罪被害者等支援の理解促進を図りました。	引き続き、広報紙等を通じて会員の犯罪被害者等支援の理解促進を図ります。	

施策の柱IV 県民の理解の増進と配慮

1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

No 具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定
○ 民間支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や県、警察、関係機関及び民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報・啓発活動を促進します。	復興防災部	いわて被害者支援センターと連携の上、「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催して県民への啓発を行ったほか、防犯関係の出前講座においても犯罪被害者等支援について取り上げ、広報・啓発を行いました。 また、県ホームページにおいても犯罪被害者等支援施策を掲載して犯罪被害者等支援の県民の理解促進を図りまし	いわて被害者支援センターと連携の上、「被害者支援啓発パネル展」を県庁の県民室で開催し、犯罪被害者等の支援について広く県民に周知しました。 また、県ホームページにおいても犯罪被害者等支援施策を掲載して犯罪被害者等支援の県民の理解促進を図りました。	いわて被害者支援センターと連携の上、「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催して県民への啓発を行うほか、防犯関係の出前講座においても犯罪被害者等支援について取り上げ、広報・啓発を行います。
○ ホームページやSNSに犯罪被害者等支援施 策を掲載し、犯罪被害者等支援に関する県民の理 解増進に努めます。		た。 「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議 会」の会員である各業界団体を通して、企業等に対して犯 罪被害者等支援活動について周知しました。	「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の会員である各業界団体を通して、企業等に対して犯罪被害者等支援活動について周知しました。	「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の会員である各業界団体を通して、企業等に対して犯罪被害者等支援活動について周知します。
○ 各種広報媒体を活用し、児童生徒の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。【警察本部】 ○ 社会貢献活動に取り組む企業の理解・協力を得て、犯罪被害者等支援活動全般を啓発周知し、さらに犯罪被害への社会的認識を高めることにより、犯罪被害者等の心理的抑圧を軽減し、顕在化・事件化が進捗するとともに、犯罪等の抑止にもつながるよう努めます。【復興防災部】	警察本部	県警察のホームページ上に犯罪被害者等支援施策を掲載して周知を図るとともに、被害者支援に関する県民の理解の増進に努めました。 また、テレビ放送や県警察ホームページへの掲載により、児童生徒の犯罪被害防止等に関する情報発信を行いました。	して周知を図るとともに、被害者支援に関する県民の理解 の増進に努めました。 また、テレビ放送や県警察ホームページへの掲載によ	引き続き、テレビ放送や県警察ホームページへの掲載により、各種施策の周知と、被害者支援に関する県民の理解の増進を図るほか、犯罪被害防止等に関する情報発信を行います。
25 法務局と連携し、人権相談窓口(人権擁護委員、専用電話)や救済制度等について、イベントや啓発期間において周知するとともに、犯罪被害者等を含む関連施策に係る人権啓発について広報活動を実施します。	保健福祉部	人権への理解と関心を高めるため、法務局と連携した各種 の啓発活動の実施、普及啓発物品の作成・頒布により人権 意識の高揚を図りました。	法務局と連携し、ラジオ番組の制作・放送による人権啓発活動及びスポーツチームと連携・協力した人権啓発活動を実施しました。	法務局と連携し、スポーツチームと連携・協力した人権 啓発活動を実施します。 また、人権週間(12/4~12/10)に係る人権啓発活動を実 施します。
地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援の取組を推進し、相談・支援体制の構築を進めます。また、広く県民に対し、正しい理解を深めるための啓発を実施するとともに、保健所や市町村、相談支援事業所をはじめとした保健・福祉・医療関係機関の職員等への啓発と研修による支援技術の向上に努めます。	保健福祉部	○相談支援拠点の設置 ・県の支援拠点1箇所((財)いわてリハビリテーションセンターへ委託) ・地域の支援拠点8箇所 ○研修会の実施 ・医師及びコメディカル対象研修会(1/21) ・地域の支援対象者研修会(1/17) ○普及啓発の実施 ・県主催の各種会議や研修会等において高次脳機能障がいや支援制度に関する普及啓発を実施	相談支援拠点の設置 ・県の支援拠点1箇所((財)いわてリハビリテーションセンターへ委託) ・地域の支援拠点8箇所	○相談支援拠点の設置 ・県の支援拠点1箇所((財)いわてリハビリテーションセンターへ委託) ・地域の支援拠点8箇所 ○研修会の実施 ・医師及びコメディカル対象研修会 ・地域の支援対象者研修会 ・増及啓発の実施 ・県主催の各種会議や研修会等において高次脳機能障がいや支援制度に関する普及啓発を実施
○ 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児 童及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい 犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう 体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウ	復興防災部	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	フレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。 引き続き、県ホームページ等により、誹謗中傷を行わないための広報啓発に努めます。
□ 37	保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、毎年11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施・県民室等における啓発パネル等の展示・商業施設等における啓発グッズの配布・県警音楽隊の協力によるミニコンサート・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ)・県の広報媒体等を活用した広報啓発		「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定・県民室等における啓発パネル等の展示・商業施設等における啓発グッズの配布・県警音楽隊の協力によるミニコンサート・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ)・県の広報媒体等を活用した広報啓発
を行わないための広報啓発活動を強化します。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	県警察のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込み をされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相 談窓口についても案内しました。	談窓口についても案内しました。 また、誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応	引き続き、岩手県警のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示していくほか、警察以外の相談窓口についても案内します。 また、誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、相談員等研修会において、対応方法の教養を実施します。

再 掲 90	事業主等に対し、労働者の均等な取扱いや適正 な労働条件等について、厚生労働省が作成してい るリーフレットなどを活用し、事業主が属する関 係団体等を通じた周知・啓発に努めます。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機 関、市町村役場に配架し関係団体等への周知を図りまし た。	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機 関、市町村役場に配架し関係団体等への周知を図りまし た。	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機 関、市町村役場に配架し関係団体等への周知を図ります。
再 掲 91	○ 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業 や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 ○ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関・団体と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工労働観光部	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら 雇用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら 雇用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら 雇用・労働に関する地域課題に対応します。
再 掲 92	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等 を通じ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制 度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場 環境づくり等に係る普及啓発を図ります。		厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図ります。
再揭	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	復興防災部	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 県民のつどい」に関して、県が共催し、各種広報媒体を活 用して広く周知を図りました。	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 啓発パネル展」に協力し、県庁舎においても開催したほか、各市町村に対して開催への協力を呼びかけました。	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 県民のつどい」に関して、県が協力し、各種広報媒体を活 用して広く周知を図りました。
		警察本部	いわて被害者支援センターが主催する「県民のつどい」 に関して、県警察が共催し、各種広報媒体を活用して広く 周知を図りました。	未実施	同センターが主催する「県民のつどい」に関して、県内 各警察署でのポスター掲示、SNSを利用した広報等を実施 するなど、開催を支援します。
掲	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全 で安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪 被害者等が置かれている現状や支援の必要性、事 業者等に求められる配慮等についての理解促進を 図ります。	復興防災部	協議会の広報紙「あんあんだより」に、犯罪被害者等支援に関する記事を掲載し、会員の理解促進を図りました。	協議会の総会において、犯罪被害者等支援実施計画について説明し、犯罪被害者等支援の理解促進を図りました。	引き続き、広報紙等を通じて会員の犯罪被害者等支援の理解促進を図ります。
98	若年層が、暴力をはじめとする犯罪等の加害者 にも被害者にもならないようにするため、若年層 向けのパンフレットの配布等を通し、若年層に対 する予防啓発の取組を推進します。	復興防災部	小学生、中学生向けのカード型リーフレットを作成、配布し、若年層に対して性犯罪・性暴力被害の予防啓発を行いました。	小学生、中学生向けのカード型リーフレットを作成、配布し、若年層に対して性犯罪・性暴力被害の予防啓発を行いました。	
99	岩手県人権教育基本万針(平成26年3月)に基づき、学校教育指導指針に人権教育の充実を位置付け、人権教育研究推進事業により、研究指定を行い、その成果を各学校に還元するなど、人権が尊重される学校・学級・授業づくりを支援します	教育委員会	野田村立野田中学校を人権教育研究指定校とし、研究実践の成果をまとめたリーフレットを各学校に配布して、人権教育の充実に努めた。	野田村立野田中学校を継続して人権教育研究指定校と し、人権が尊重される学校づくりの支援を行った。	県教育研究発表会において人権教育特設部会を設置し、 野田村立野田中学校の研究実践の成果発表を通して、教職 員の資質向上を図る。
100	警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室や交通安全教室等の開催を通じ、児童生徒の規範意識や犯罪被害者等の心情に関する理解の醸成に努めます。	教育委員会	「長期休業中における児童生徒の指導の充実について」を 各市町村教育委員会や各県立学校へ送付し、児童生徒の規 範意識の醸成を図りました。 【保健体育課】 学校安全担当者研修会において、犯罪被害者等の理解に ついて講義を実施しました。	「ゴールデンウィーク中、夏季休業中における児童生徒の 指導の充実について」を各市町村教育委員会や各県立学校 へ送付し、児童生徒の規範意識の醸成を図りました。 【保健体育課】 学校安全担当者研修会において、犯罪被害者等の理解に ついて講義を実施しました。	「冬季休業中、学年末・学年始休業中における児童生徒の 指導の充実について」を各市町村教育委員会や各県立学校 へ送付し、児童生徒の規範意識の醸成を図っていきます。 【保健体育課】 学校安全の講義等で、いのちの安全教育等について紹介 する予定。

	T		<u></u>		,
		復興防災部	警察本部が実施する「いのちの尊さ、大切さ教室」に協力し、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成しました。	警察本部が実施する「いのちの尊さ、大切さ教室」に協力し、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成しました。	
101	犯罪被害者等が体験を直接講演する「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、県民に犯罪被害の実態や命の大切さへの理解を深めてもらうことにより、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成していきます。	教育委員会	岩手県警察本部と連携し、県内の小・中学校、高等学校、大学及び一般団体を対象に、「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催しました。	岩手県警察本部と連携し、県内の小・中学校、高等学校、大学及び一般団体を対象に、「いのちの尊さ、大切さ教室」の開催しました。	岩手県警察本部と連携し、県内の小・中学校、高等学校、大学及び一般団体を対象に、「いのちの尊さ、大切さ 教室」の開催していきます。
		警察本部	県内の学校等において、被害者のご遺族による「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、犯罪被害の実態や命の大切さについて理解を深め、犯罪被害者を支える社会的機運の醸成を図りました。	県内の学校等において、「いのちの尊さ、大切さ教室」 を開催し、犯罪被害の実態や命の大切さについて理解を深 め、犯罪被害者を支える社会的機運の醸成を図りました。	引き続き、県内の学校等で「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、犯罪被害者を支える社会的機運を醸成するとともに、規範意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを目指します。
102	「生徒指導提要(令和4年12月)」や「生徒指導リーフ」シリーズ(平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成)を各学校へ紹介し、生徒指導の一層の充実を図るとともに、家庭や地域社会等と連携して、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。また、全公立学校における「心とからだの健康観察」の取組の一環として、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行います。		・「生徒指導提要(令和4年12月)」や「生徒指導リーフ」シリーズ(平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成)を各種研修会等で取り上げ、生徒指導の一層の充実を図りました。・全公立学校において、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行いました。 ※「生徒指導提要(令和4年12月)」は令和4年通知済	・「生徒指導提要(令和4年12月)」や「生徒指導リーフ」シリーズ(平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成)を各種研修会等で取り上げ、生徒指導の一層の充実を図っていきます。 ・全公立学校において、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行っていきます。	げ、生徒指導の一層の充実を図っていきます。 ・全公立学校において、「こころのサポート授業」を実施
103	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 (令和2年6月改定 文部科学省)及び「学校現 場における虐待防止に関する研修教材」(令和2 年1月 文部科学省)を、市町村教育委員会及び 学校に送付するとともに、各種研修会や会議等で 紹介することにより、その活用を促し、学校にお ける早期発見と適切な対応に係る理解促進に努め ます。	教育委員会	・「児童虐待防止推進月間」に係る通知を市町村教育委員会及び学校に送付し、学校における早期発見と適切な理解足を図りました。 ※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改定 文部科学省)及び「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)は通知済	「児童虐待防止推進月間」に係る通知を市町村教育委員 会及び学校に送付し、学校における早期発見と適切な理解 足を図っていきます。	「児童虐待防止推進月間」に係る通知を市町村教育委員 会及び学校に送付し、学校における早期発見と適切な理解 足を図っていきます。
104	家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム(まなびネットいわて)に掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村の家庭教育担当者等を対象とした研修会を開催し、家庭教育支援の充実に努めます。	教育委員会	ました。 ・家庭教育に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミ	・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム(まなびネットいわて)に随時掲載するとともに、子育てや家庭教育に役立つ「すこやかマガジン」を定期配信しました。 ・家庭教育に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナー等を実施し、家庭教育や子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組みました。	家庭教育担当者に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナー等を実施し、家庭教育や子育て支援に関する資質向
105	児童生徒や若者を性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命(命)の安全教育」の教材(令和3年4月 文部科学省)を各公立学校に資料送付し、その教材や指導の手引き等を活用して児童生徒に指導するよう促すことで、学校における指導の充実を図ります。	教育委員会	・「生命(命)の安全教育」の教材(令和3年4月 文部科学省)について、その教材や指導の手引き等の活用を促し、学校における指導の充実を図りました。 ※「生命(命)の安全教育」の教材(令和3年4月文部科学省)は令和3年に通知済	・「生命(命)の安全教育」の教材(令和3年4月 文部科学省)について、その教材や指導の手引き等の活用を促し、学校における指導の充実を図りました。	・「生命(命)の安全教育」の教材(令和3年4月 文部科学省)について、その教材や指導の手引き等の活用を促し、学校における指導の充実を図ります。
106	「犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)」に合わせて、市町村や関係団体等と連携し、犯罪被害者等のの理解と支持に係る改発事業を関係すると	復興防災部	犯罪被害者週間に合わせて、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。	未実施	犯罪被害者週間に合わせて、県ホームページ等の広報媒 体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行います。
	者等への理解と支援に係る啓発事業を開催すると ともに支援に必要な情報提供を行うなど普及啓発 を行います。	警察本部	いわて被害者支援センターと共同でミニコンサートを開催するなどし、県民の犯罪被害者等への理解の増進を図りました。		犯罪被害者週間に合わせて、いわて被害者支援センター と協同による県警音楽隊のミニコンサートを開催し、犯罪 被害者等への理解の増進に努めます。

	○ 「児童虐待防止推進月間(11月)」、「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)」、「人権週間(12月4日~10日)」等、関連する啓発期間において、犯罪被害者等を支えるための広報啓発を行います。【復興防災部、保健福祉部】 ○ 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配意した啓発事業の展開や、交通事故相談機関等における被害者救済対策の周知に努めます。 【復興防災部、環境生活部】	復興防災部	各種運動期間と連動し、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 いわて被害者支援センターと連携して交通事故被害者を含むパネル展を開催し、交通事故被害者の支店に配意した啓発事業を展開しました。	各種運動期間と連動し、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 いわて被害者支援センターと連携して交通事故被害者を含むパネル展を開催し、交通事故被害者の支店に配意した啓発事業を展開しました。	各種運動期間と連動し、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 いわて被害者支援センターと連携して交通事故被害者を含むパネル展を開催し、交通事故被害者の支店に配意した啓発事業を展開します。
107		環境生活部	広聴広報課実施の広報(コンビニでのチラシ配架、SNS 発信やラジオCMなど)により、当センターの交通事故相談 窓口を周知しました。	広聴広報課実施の広報のほか、市町村広報紙への掲載により、当センターの交通事故相談窓口を周知しました。	通常時よりも交通事故の発生が見込まれる冬期において、広聴広報課実施の広報により、当センターの交通事故 相談窓口を周知します。
		保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、毎年11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施しました。・県民室等における啓発パネル等の展示・商業施設等における啓発グッズの配布・県警音楽隊の協力によるミニコンサート・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ)・県の広報媒体等を活用した広報啓発	実施なし	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定です。 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県警音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ) ・県の広報媒体等を活用した広報啓発
108	運転免許の取得時等、各種講習会において、交 通事故被害者等の体験等を含むビデオ、手記など を活用し、県民理解の増進に努めます。	警察本部	取消処分者講習や高齢者講習、自動車教習所講習指導員に対する講習において交通事故被害者遺族のDVDの視聴や手記の読み聞かせを行い、県民の理解に努めました。	取消処分者講習や高齢者講習、自動車教習所講習指導員に対する講習において交通事故被害者遺族のDVDの視聴や手記の読み聞かせを行い、県民の理解に努めました。	高齢者講習、自動車教習所講習指導員に対する講習等に おいて交通事故被害者遺族のDVDの視聴を行い、引き続 き県民の理解に努めます。
109	県民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ります。	警察本部	過去10年間に発生した交通事故データから、事故多発日を特定した「交通安全カレンダー」を作成し、県警ホームページやあらゆる機会において広報を実施しました。	毎月末、県警ホームページに「交通死亡事故情報」として、類型別、年代別等の分析結果や事故概要について掲載し、死亡事故の実態、対策について広報を実施しました。	各種メディアを通じて、交通事故発生状況に関する分析 結果や、分析に基づいた対策に関する情報発信に努めま す。

2 二次被害の防止に関する広報・啓発

No	具体的施策	担当部局	R6年度実績(事業概要等)	R7年度上半期実績(事業概要等)	R7年度下半期取組予定	
110	「犯罪被害者支援県民のつどい」、出前講座や各種研修等の機会を通じて、インターネット上の誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害とその防止の必要性について周知を図るとともに、県ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、県民の理解増進に努めます。	復興防災部	市町村対象の勉強会等で二次被害防止について周知しました。 した。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について 掲載しています。		各種研修等の機会を通じて、インターネット上の誹謗中 傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害とその防 止の必要性について周知を図ります。	
	○ 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。 ○ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動を強化します。 【復興防災部、警察本部】	復興防災部	罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。 引き続き、県ホームページ等により、誹謗中傷を行わないための広報啓発に努めます。	
再 掲 97		保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、毎年11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施しました。・県民室等における啓発パネル等の展示・商業施設等における啓発グッズの配布・県警音楽隊の協力によるミニコンサート・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ)・県の広報媒体等を活用した広報啓発	実施なし	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定です。・県民室等における啓発パネル等の展示・商業施設等における啓発グッズの配布・県警音楽隊の協力によるミニコンサート・運動のシンボルカラーによるライトアップ(アイーナ)・県の広報媒体等を活用した広報啓発	
			宗書祭のホームペーシ上に、訴誘甲傷に関する書き込み をされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相 談窓口についても案内しました。	県警察のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相談窓口についても案内しました。 また、誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、各警察署の相談員等研修会において、対応方法の教養を実施しました。	する書き込みをされた場合の対応について掲示していくほか、警察以外の相談窓口についても案内します。	

○ 被害児童生徒及びその保護者の相談等につい
て、教職員及びスクールカウンセラー、スクール
ソーシャルワーカー等が連携して適切に対応する
よう指導助言を行います。

○ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、 SNSによる相談・通報窓口や県総合教育セン ターなどの相談機関の周知を図ります。

○ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実 に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資 41 質向上と意識の高揚に努めます。

また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料 を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布 するなど、児童生徒の啓発に取り組みます。

○ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教 職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育 の充実に努めます。

[SC. SSW]

各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の 相談等に対応できる体制を整えました。

教育委員会

県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹 介会一ド」を配付しました。

【情報モラル】

情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を毎月作成し、 県内の公立学校の児童生徒向けに配布しました。

【人権教育】

教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質 向上を図りました。

[SC, SSW]

各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の 相談等に対応できる体制を整えました。

県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹 介会一ド」を配付しました。

【情報モラル】

情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内
【情報モラル】 の公立学校の児童生徒向けに配布しました。(全12回のう ち6回)

【人権教育】

教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質 向上を図りました。

[SC. SSW]

各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の 相談等に対応できる体制を整えます。

県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹 介会一ド」を配付します。

情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内 の公立学校の児童生徒向けに配布します。 (残り6回)

【人権教育】

県教育研究発表会において、人権教育特設部会を設置 し、教職員の資質向上を図ります。

		,		
○ 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員等に対する研修会を実施します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関であと資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】 ○ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関連の理解を深めるための研修に参加するなど、関連の選挙を深めるための研修に参加するなど、関連の選挙を深めるためのであます。【復興防災部、警察本部】 ○ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や女性支援事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。【復興防災部、保健福祉部】	保健福祉部	要保護児童対策地域協議会調整担当者(市町村職員)研修 1回 医療従事者向け児童虐待対応研修 1回	困難女性支援担当職員研修 1回	DV相談担当職員専門研修 1回 女性支援事業啓発セミナー 1回 児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修 1回 要保護児童対策地域協議会調整担当者(市町村職員)研修 1回 医療従事者向け児童虐待対応研修 1回 歯科医療従事者向け児童虐待対応研修 1回
施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】 ○ 民生委員・児童委員が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】 ○ 虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことがで関の商上に努めます。【児童福祉施設等関係機関の商上等で間が、現童相談所及び児童福祉施設等関係機関の商上等を目的とした研修の充実を図ります。【保健福祉部】 ○ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従	復興的火部	「はまなすサポート研修会」を開催し、県の関連部局担 当職員、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体、協 力医療機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図りま した。	夫 棋なし	県の担当部局担当者を対象とした連絡会議及び「はまなすサポート研修会」を開催し、県の関連部局担当職員や性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図ります。
を招請して行う講演会、被害者支援担当者による 各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の 体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじ めとする民間支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育 等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実に するための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるともに、二次被害の防止に努めま す。【警察本部】	警察本部	れ目無く講じることができるよう必要な教養を実施しました。 少年補導職員を対象とした研修会において、被害少年の 心理状態や支援について教養を実施したほか、各警察署に	を行いました。 少年補導職員を対象とした研修会において、被害少年の 心理状態や支援について教養を実施したほか、各警察署に	引き続き、各警察署に対して適時、教養資料を発出する ほか、各警察署の担当者や少年補導職員に対する専門教養 等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めま す。
	及県ま 関ボー の職関・ を実施 に の職関・ を実施 に の職関・ を実施 に の職関・ に に の職関・ に に の職関・ に に の職関・ に に に の職関・ に に に に に に に	及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県ます。また、、	及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、 また、件犯罪・性暴力被害名支援の関係機関・団体及び協力医療機関である。「はまなすサーター」に対し、規解を建立資質向上のための が移会を実施します。【復興的党別 の発展を設めた対応を対して数と、と、機関 競技の高、複不本部) の 本面計が内型当者を対象に、児童尚符全種保育 等からの最力の被害者等のが表す等のが表す。【復興 の 市前村の担当者を対象に、児童尚符全種保育 等からの最力の業者を可能とする。「保護福祉部」 の 相談員等が成古者の立場と十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施し、 技能に対することができるよう、研修を実施します。 の 民生委員、児童委員が犯罪被害者等に適切に対応できるよう。「保護福祉部」 の 民生委員、児童委員が犯罪被害者等に関する理解で 政策に適切に対する専門所をを実施します。 の 民生委員、児童委員が犯罪被害者等に適切に対応を引力を対した対応できるように、犯罪被害者等に関する理解で を対象務の過去した対する専門研修を実施しまります。 【保護福祉部】 の 民生委員、児童委員が犯罪被目的の支援を専門的知識に基づき適切に行う。ととができるよう。「保護福祉部」 の 虚符を受ける生体の経験では自立の支援を専門的知識に基づき適切に行う。ととができるよう。「保護福祉部】 の 経費の必要となどは、保護を関係機関の関係と 市前村間長及び保護機関等の期間の質質の向上を を目的とした研修の元素を図ります。【保護福祉部】 の 採用時及び上位の階級又は順に昇任した際に 行われる教育、専門的知識を必要とする連接等 を目的としたの階級又は順に昇任した際に 行われる教育、専門的知識を必要とする語、遺供を 部部) が 日間の影響を主力を対象をし、接手を対象としたの解析を発出したと 会者等部に対する認向、規則の対策を保護について教育 等、裁員の犯罪を対する必要の表別を使していて教育 等、就員の犯罪を対する必要の表別を使していて教育 等、就員の犯罪を対する必要の表別を使しました。 警察本部 首を生めるとともに、工火後のの防止に努めます。 ・ 【音か本部】 の 配用者等を対象とした研修会に対して対処をを を変素を を とした研修会に対して対処を を とした研修会に対して対して対処を を としたできるよう。その担当者に対して必要な 等、 な変異を実施しました。 を を とした研修会に対して対して必要な 等度本部 の できないとしていて、適当が年の でも、とができるよう、その担当者に対して必要な 等度本部 の は、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	及び9年期後の第一次の12年に対し、20年間を20年間を20年間を20年間を20年間を20年間を20年間を20年間を

再 指 29	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等 関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置った。 いる状況や支援の重要性、二次被害が生じるのないよう十分配慮した対応等に関する研修 もし、担当者の資質向上を図ります。	かれて ること	「はまなすサポート研修会」において、「二次被害の予防」を題材に講話を行ったほか、事例に基づくグループワークを行い、担当者の資質向上を図りました。参加者:52人	実績なし	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストレーションやシミュレーション訓練を実施し、担当者のスキルアップを図りました。また、「はまなすサポート研修会」では、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。
		ロック	町村担当者に対し、被害者支援の必要性や市町村のあり方		ネットワーク会議等の機会において、市町村担当者の理 解増進のための研修等を実施するなど、研修内容の充実を 図ります。
1 1 3	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用 るとともに、被害者支援要員に指定される 員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知 に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察職 ## 点 1. #	被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図った ほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に 指定被害者支援要員による支援を実施しました。	被害者支援に係る教養資料を発出し、その浸透を図った ほか、被害者支援の対象事件・事故発生時には、積極的に 指定被害者支援要員による支援を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援 に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確 な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施しま す。

「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況

1 犯罪被害者等支援コーディネーターの設置について

犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援施策を実施していくためには、多機関ワンストップ体制の構築が必要である。

そして、多機関ワンストップ体制を構築するためには、その調整機能を担 う犯罪被害者等支援コーディネーターを県に設置することが不可欠である。 したがって、岩手県において、早急に犯罪被害者等支援コーディネーター を設置し、多機関ワンストップ体制を構築するよう求める。

【取組状況】

令和7年4月、いわて被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーター1名を配置。

〇 コーディネーターの業務内容

- ・ 犯罪被害者等に対するアセスメント及びカウンセリングの実施
- 支援計画の作成又は作成支援
- ・ 支援の関係する団体及び機関との連絡調整
- 支援計画の進捗状況の確認及び見直し
- 市町村担当課への支援及びその補助
- その他犯罪被害者等支援に必要な業務

○ コーディネーターの業務実績(9月末現在)

1	引継	ぎを受けた犯罪被害者等の人数	3 人				
2	対応	3 人					
	(1)	(1) 支援調整会議を開催して支援					
	(2)	三者協議を実施して支援	1人				
	(3)	(3) 会議、協議を実施せずに支援					
	(4)	相談対応のみ	1人				
3	繋い	だ支援の類型別人数(重複あり)	3 人				
	(1)	生活関係支援	0人				
	(2)	医療・心理的ケア関係支援	3 人				
	(3)	(3) 法的関係支援					
	(4)	住居関係支援	2人				

2 日常生活の支援について

犯罪被害により、仕事や家事、育児等がこれまで通りに行えなくなり、日常生活が困難になることがある。

そのため、犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援としては、日常生活に関する支援が必須である。

具体的には、被害直後の経済的負担軽減を目的とする見舞金制度の実現を 求めるとともに、居住・雇用に限らない日常生活支援のための体制整備を求 める。

【取組状況】

全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じ、被害直後から犯罪被害者等 の経済的な負担を軽減するための支援制度の創設を国に提案。

また、市町村担当者研修会の開催や、当該市町村において対応可能な支援施策をまとめたメニューリスト作成の支援により、市町村における日常生活支援が適切に行われるよう取り組んでいる。

O 全国知事会(令和7年7月)

令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 「犯罪被害者等支援施策の充実強化について」

〇 北海道東北地方知事会(令和7年7月)

令和7年度春の提言

「犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について」

※ 提言の内容は、参考資料1参照

3 市町村条例制定に向けた働きかけについて

犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援を実施するためには、岩手県内全ての市町村に犯罪被害者等支援に特化した条例(以下、「特化条例」という。)が制定されるべきである。

県内に特化条例を制定している市町村が存在しない現状のもと、岩手県として、県内全ての市町村に対し、特化条例制定のための働きかけをしていくことを求める。

なお、県内全ての市町村に特化条例が制定され、かつ必要な支援施策が実現 されるよう、岩手県として、県内市町村に対する財政的な支援も検討されたい。

【取組状況】

〇 意見交換会の実施

県警察、いわて被害者支援センターと合同で市町村を訪問して実施。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	11月以降 (予定)
意見交換会 実施市町村数	0	0	2	5	0	0	4	11	11

〇 会議、研修会における情報提供

- 4月25日(木)「市町村防犯・交通安全・犯罪被害者支援担当者会議」
- · 10月28日(火)「犯罪被害者等支援担当者研修会」

1 全国知事会 R7.7.23「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」

10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金(仮称)」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、<u>犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、犯罪被害者等の被害直後からの経済的な負担を軽減するための支援制度を創設すること。</u>加えて、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

2 北海道東北地方知事会 令和7年度春の提言(本県提案 R7新規)

21. 犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について

近年、全国的に刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、また、いわゆる「闇バイト」による強盗など広域的な犯罪が発生するなど、全国どこでも誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっています。

国では、令和5年度から6年度にかけて開催された「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の提言を受け、犯罪被害給付制度の給付額の引上げを行う等、支援の強化を進めているところですが、制度上、犯罪被害者等給付金は給付に時間を要することから、被害発生直後に生じる経済的負担の軽減が課題となっています。

これらの状況を踏まえ、広域化する犯罪の被害者等に対する<u>被害発生直後の経済的支援策の充実強化のため、国・都道府県・市区町村の負担による見舞金等の支援制度を創設すること</u>を提言します。